

PayPay あと払い会員規約

PayPay あと払い会員規約（以下、「本規約」といいます。）は、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するクレジットサービスに関する契約関係を定めるものです。

第1章

一般条項

第1条（サービスの概要）

1. 当社は、次の各号に定めるクレジットサービス（以下、これらを合わせて「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、会員の入会により、PayPay アプリの支払方法の管理に追加されます。
 - (1) 当社は、会員に対し、QR コードを提示等してクレジット決済を行うことのできるサービス（以下、「PayPay あと払い」といいます。）を提供します。
 - (2) 当社は、会員に対し、第1号のサービスに付随して、①会員メニュー内で発行・表示されるクレジットカード又は②券面が発行・貸与されるクレジットカード（以下、「PayPay カード券面」といいます。）を提示等してクレジット決済を行うことのできるサービス（以下、①と②を併せて「PayPay カード」といいます。）を提供します。②のカードは、ウェブサイトを通じて本サービスに申し込んだ会員、及び、本サービスへの申し込みと同時に又は入会後に発行・貸与を申し出た会員に対して発行・貸与されます。
2. PayPay あと払い（一括のみ）をご利用中の方は、本サービスに申し込み、当社が承諾することにより本サービスを利用することができますが、入会後は PayPay あと払い（一括のみ）を新たに利用することができなくなります。ただし、会員に PayPay あと払い（一括のみ）に未払いの債務が残存する場合、支払済みまで、「PayPay あと払い（一括のみ）サービス利用規約」に従うものとします。
3. 国際ブランドは、会員が本サービスの申し込みと同時に第1項第2号②の発行・貸与を申し出た場合、JCB、VISA、Mastercard の中から選択でき、本サービスの申し込みと同時に第1項第2号②の発行・貸与を申し出なかった場合、JCB となります。

第2条（会員）

1. 会員とは、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay 利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有する者が、当社が定める本規約、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「PayPay あと払い会員メニュー利用者規定」、「電磁化書面規定（割販）」等（以下、総称して「各サービス規約」といいます。）に同意のうえ、本サービスに申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。

2. 会員は、当社が入会を承諾し所定の手続を完了した日をもって当社との間で契約が成立し、本サービスへ入会したものとします。

第3条（申込条件及び留意点等）

1. 会員は、本サービスの申し込みにあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - (1) 会員は、本サービスの利用にあたり、各サービス規約に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることに承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。
 - (2) 前号にかかわらず、会員は、明細書等の書面での交付を希望する場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、法令等で交付が必要な書面その他当社が特に認めた場合については発行手数料を免除することがあります。
 - (3) 会員は、申込手続において第16条第1項に定める支払口座を申込手続中に当社に届け出たうえで、口座振替等の手続を完了するものとします。ただし、口座振替等の手続には時間を要する場合があります。
 - (4) 当社が定める期間内に前号の手続が完了しない場合において、当社が本サービスに係る「振込依頼書」を会員に発送したときには、会員は、当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、当社が特に認めた場合においては、当該発行手数料は免除されることがあります。
 - (5) 本サービスの利用には PayPay アカウントの発行・維持が必要です。
2. 前項第2号及び第4号の発行手数料は、当社所定の方法でお知らせします。発行手数料を変更する場合は、当社はあらかじめ通知又は公表します。

第4条（提供サービスと利用）

1. 会員は、当社のサービスの利用等に関するご案内、注意事項、その他別途定める規定等がある場合はそれに従うものとし、違反した場合、サービスを利用できない場合があります。
2. 本サービスに付随する、ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」といいます。）、PayPay 及び両社と提携するサービス提供会社（以下総称して「各サービス提供者」といいます。）が提供するサービス並びにその内容については、各サービス提供者がホームページ等その他各サービス提供者所定の方法により会員に通知又は公表します。会員は、各サービス提供者が提供するサービスを利用する場合、各サービス提供者の規定に従うものとします。

第5条（年会費）

1. 会員は、当社に対し、毎年当社所定の時期に当社所定の年会費及びサービス会費（以下、総称して「年会費等」といいます。）を支払うものとします。
2. 年会費等は、会員の都合により解約・退会した場合、当社の判断により本サービスの利用を停止された場合、又は会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず返還しません。

第6条（暗証番号）

1. 当社は、会員から申し出のあった PayPay カード券面の暗証番号を所定の方法により登録するものとします。ただし、会員からの申し出がない場合又は会員が申し出た暗証番号につき当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、当社所定の方法により当社が定めた暗証番号を登録することがあります。
2. 会員は、暗証番号として、「0000」「9999」等同じ数字の連続、生年月日及び電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、他人から推測されにくい番号を登録するものとします。また、会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう管理するものとします。
3. 本サービス利用の際、登録した暗証番号が使用された場合、暗証番号について盗用その他事故があった場合でも、そのために生じる一切の債務について会員が支払の責任を負うものとします。ただし、暗証番号の管理について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。
4. 当社が会員に貸与した PayPay カード券面が半導体集積回路の機能を組み込んだカード（以下、「IC カード」といいます。）の場合、当該カードの暗証番号は、本条第 1 項で登録された暗証番号とします。当社が必要と認めた場合、所定の方法により IC カードの暗証番号を変更し、IC カードを再発行することがあります。再発行前の旧カードは、会員自らの責任において処分するものとします。

第 7 条（PayPay カード券面の貸与・管理・本サービスの有効期限）

1. PayPay カード券面上には氏名等（以下、第 1 条第 1 項第 2 号①に定める会員メニュー内及び PayPay カード送付時に発行・表示されるクレジットカード情報を含め、「カード情報」といいます。）が表示され、所定の署名欄に自署した会員以外は利用できないものとします。また会員は、PayPay カード券面を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者へ占有を移転し、又はカード情報を他人に預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、PayPay カード券面及びカード情報を、会員本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させ又は使用のために占有を移転させてはならないものとします。
2. PayPay カード券面の所有権は当社に属します。会員は、当社より PayPay カード券面が貸与された場合は、直ちに PayPay カード券面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって PayPay カード券面及びカード情報を使用・保管・管理するものとします。
3. 前二項に違反して PayPay カード券面及びカード情報が他人に使用されたことにより生じる一切の債務については、本規約が適用され、会員が全てその責任を負うものとします。
4. 当社が認めた会員には、IC カード券面を貸与します。会員は、IC カード券面に格納された機能を利用して当社又は当社の提携先が行う各種サービスを受けることができるものとします。
5. 会員は、IC カード券面の毀損、分解、格納された情報の漏洩、複製、改ざん又は解析等を行わないものとします。
6. 本サービスの有効期限は、当社が指定する月の末日までとします。当社所定の時期までに退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として適格と認めた会員には有効期限を更新して本サービスを提供します。ただし、当社が定めた一定期間に本サービスの利用がない場合には、有効期限を更新しない場合があります。
7. 本サービスの有効期限内における本サービスの利用による支払については、有効期限が経過した後

であっても、本規約が適用されます。

8. 会員が万一有効期限を超えて本サービスを利用した場合、有効期限を超えた利用に起因して生じる一切の債務については本規約を適用し、全て会員がその責任を負うものとします。

第8条（通信端末機器等の管理責任）

1. 本サービスを利用するために必要な通信携帯端末機器及びソフトウェア等（以下、「通信端末機器等」といいます。）、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は会員の負担と責任において行うものとします。
2. 会員は、本サービスに係る会員メニューを利用する自己の占有又は管理下にある通信端末機器等及び当該通信端末機器等に自ら設定したパスワード、暗証番号その他の本人認証方法等（以下、「パスワード等」といいます。）、並びに携帯端末機器等に表示されるカード情報の管理につき、善良なる管理者の注意義務を自ら負うものとします。
3. 会員は、通信端末機器等又は PayPay アカウント（PayPay ID その他の本人認証方法等を含みます。）を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供したり、パスワード等の情報及びカード情報を理由の如何を問わず預託・提供したりすることは一切できません。
4. 会員は、前三項への違反その他通信端末機器等、パスワード等又はカード情報の管理不十分及びこれらに起因する第三者による本サービスの利用又は会員による使用上の過誤その他これらに準じる全ての事由によって会員に生じた損害であっても自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。
5. 当社は、通信端末機器等を通じた本サービスの提供に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性、最新性、継続性、通信端末機器等への適合性、動作性、安全性等を保証するものではありません。また当社は、当社に故意又は過失に基づく債務不履行があるときを除き、通信端末機器等を通じた本サービスの利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、通信端末機器等を通じて本サービスを利用できなかったことにより発生した会員又は第三者の損害に対し、損害賠償義務その他いかなる責任も一切負わないものとします。

第9条（通知等）

1. 会員は、申込時又は入会后、当社所定の方法により会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。
2. 当社は、会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ会員の承諾を得るものとします。
3. 会員は、当社からの通知を受領することのできるよう通信端末機器等を利用及び管理するものとします。通信端末機器等を通じて当社からの通知を受領することのできない状態に置かれている場合、会員において当該通知を通常受領されるべき時に受領したとみなされるものとします。

4. 当社は、会員に対し、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログイン中、ヤフーのウェブサイト又は PayPay アプリ上若しくは会員メニューにおいて、本サービスの申し込み又は利用に関する案内、PayPay カード券面又は通知等の発送状況等に関する案内、口座振替等の手続に関する案内、請求額の案内、その他必要事項を通知することがあります。会員は、当該通知に関して善良なる管理者の注意をもって管理・受領するものとし、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログインされた状態で、会員以外の第三者が表示された通知等を閲覧することなどにより会員に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 10 条（付帯サービス等）

1. 会員は、当社又は当社以外のサービス提供者（以下、「サービス提供者」といいます。）が提供する付帯サービス（以下、「付帯サービス等」といいます。）を利用することができるものとします。
2. 会員は、会員が Yahoo! JAPAN ID と PayPay アカウントを連携すると、ヤフーの提供するサービスである「Yahoo!ウォレット」の通常使うお支払い方法として、本サービスの支払い方法が登録されることに承諾するものとします。「Yahoo!ウォレット」とは、あらかじめ登録した情報を用いて決済手続を簡便に行うことができる、ヤフーが提供するサービスです。
3. 付帯サービス等の利用に関する規定等がある場合、会員は、それに従うものとし、付帯サービス等の利用ができない場合があることにあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、当社又はサービス提供者が必要と認めた場合、当社が付帯サービス等の提供を中止又はその内容を変更することにあらかじめ承諾するものとします。

第 11 条（PayPay 残高利用規約の適用）

会員が本サービスを利用して第 35 条に定めるショッピング等を行った場合、PayPay の定める「PayPay 残高利用規約」(<https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/>) に従い、PayPay ポイントが付与されます。

第 12 条（電話又はインターネット等による取引等）

1. 会員は、当社所定の付帯サービス等の申し込み、会員の利用内容等の照会及び登録事項等の変更の届出等を電話又はインターネット等によって行う（以下、「電話等取引」といいます。）ことができるものとします。
2. 会員は、電話等取引を行う場合の本人確認は、原則として暗証番号又は当社が別に定めた方法によって行うものとし、その内容は録音又は記録され、当社に相当期間保存されることを承諾するものとします。

第 13 条（本サービスの機能）

会員は、本サービスを利用して、PayPay の加盟店及び国際ブランド会社に加盟した日本国内外の金融機

関等と契約した加盟店（以下、総称して「加盟店」といいます。）で商品の購入やサービスの提供を受けること（以下、「ショッピング」といいます。）ができるものとします。

第 14 条（本サービスの利用可能枠）

1. 当社は、本サービスの利用可能枠を審査のうえ決定し、本サービスの利用可能枠の内枠として、次の各号の利用可能枠を定め、会員に通知します。本サービスの利用可能枠は、原則としてショッピング 1 回払利用可能枠と同じ金額となり、次の各号の利用可能枠の合計にはなりません。
 - (1) ショッピング 1 回払利用可能枠
 - (2) ショッピング 1 回払以外利用可能枠
2. 当社は、前項第 2 号のショッピング 1 回払以外利用可能枠の内枠として、次の各号の利用可能枠を審査のうえ決定し、会員に通知します。ショッピング 1 回払以外利用可能枠は、次の各号の利用可能枠の最も大きい利用可能枠と同じ金額となり、各利用可能枠の合計にはなりません。
 - (1) リボルビング払利用可能枠
 - (2) 分割払利用可能枠
 - (3) ボーナス払利用可能枠
3. 会員は、前二項各号に定める利用可能枠を超えて本サービスを使用してはならないものとします。ただし、会員が前二項各号いずれかの利用可能枠を超えて本サービスを利用した場合は、会員が加盟店において指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金（「利用代金」は、割賦販売法における「現金価格」から「申込金（頭金）」を差し引いた残金のことをいいます。以下同じ。）を翌月に一括して支払うものとします。この場合、本サービスの当該利用にかかわる包括信用購入あっせんの手数料（以下、単に「手数料」といいます。）は請求いたしません。
4. 会員は、第 1 項で定められた本サービスの利用可能枠から、本サービス利用時点における未払債務（本サービスの利用につき加盟店から当社に到着した売上情報又は売上承認情報、ショッピングの利用残高を合算した金額をいいます。以下同じ。）を差し引いた金額の範囲内で、ショッピングを利用できるものとします。また、会員は、第 2 項のショッピング 1 回払以外利用可能枠から、本サービス利用時点におけるリボルビング払、分割払及びボーナス払に係る未払債務を差し引いた金額の範囲内で、リボルビング払、分割払又はボーナス払が利用できるものとします。
5. 当社は、会員の本サービス利用状況及び再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。

第 15 条（複数のクレジットサービスにかかる利用可能枠）

1. 当社は、会員に複数のクレジットサービス（PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）その他当社の発行するカードを含みます。）を提供する場合、前条の定めにかかわらず、会員 1 人あたりのクレジット決済利用可能枠及びそのクレジット決済の内枠として次の各号に定める利用可能枠を審査のうえ決定し、会員に通知します。会員 1 人あたりの利用可能枠は、原則としてショッピング 1 回払利用可能枠と同じ金額となり、次の各号の利用可能枠の合計にはなりません。

- (1) ショッピング1回払利用可能枠
 - (2) ショッピング1回払以外利用可能枠
 - (3) キャッシング利用可能枠
2. 当社は、会員に複数のクレジットサービスを提供する場合には、前項第2号のショッピング1回払以外利用可能枠の内枠として、会員1人あたりの次の各号の利用可能枠を審査のうえ決定し、会員に通知します。会員1人あたりのショッピング1回払以外利用可能枠は、次の各号の利用可能枠の最も大きい利用可能枠と同じ金額となり、各利用可能枠の合計にはなりません。
 - (1) リボルビング払利用可能枠
 - (2) 分割払利用可能枠
 - (3) ボーナス払利用可能枠
 3. 会員は、前二項各号の利用可能枠がクレジットサービスごとに設定されたそれぞれの利用可能枠の合計とならないことを承諾するものとします。また、前二項各号の利用可能枠は、前条第1項及び第2項の利用可能枠よりも優先され、クレジットサービスの利用が制限されることがあることを承諾するものとします。
 4. 会員は、第1項のクレジット決済利用可能枠から、クレジットサービス利用時点における会員1人あたりの未払債務を差し引いた金額の範囲内で、ショッピングを利用できるものとします。また、会員は、第2項のショッピング1回払以外利用可能枠から、各クレジットサービス利用時点におけるリボルビング払、分割払及びボーナス払に係る未払債務を差し引いた金額の範囲内で、リボルビング払、分割払又はボーナス払が利用できるものとします。
 5. 会員は、第1項各号及び第2項各号の利用可能枠から、支払方法ごとの会員1人あたりの未払債務（会員が複数のクレジットサービスの提供を受けている場合、それぞれの未払債務を合算します。）を差し引いた金額の範囲内で、当該支払方法によるショッピングを利用できるものとします。
 6. 会員が第1項第2号又は第2項各号いずれかの利用可能枠を超えてクレジットサービスを利用した場合は、会員が加盟店において指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金を翌月に一括して支払うものとします。（この場合、当該クレジットサービスの利用にかかわる手数料は請求いたしません。）
 7. 当社は、会員のクレジットサービスの利用状況、会員の再審査の結果その他事情を勘案して、第1項及び第2項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0円とすることを含みます。）できるものとします。

第16条（支払方法）

1. ショッピングの利用代金及び手数料（以下、「ショッピングの支払金」といい、分割払及びボーナス払においては分割支払金を指し、リボルビング払においては弁済金を指します。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下、総称して「支払債務」といいます。）は、原則として毎月末日に締め切る（以下、「締切日」といいます。）ものとし、会員は、翌月27日（金融機関の営業日でない場合は翌営業日とし、以下、「支払日」といいます。）にあらかじめ当社の指定する金融機関又は収納代行会社（以下、「金融機関等」といいます。）と約定した預金口座、証券総合口座又はゆうちょ銀行口座（以下、「支払口座」といいます。）から口座振替、収納代行又は自動払込の方法（以下、「口座振替等」といいます。）により支払うものとします。ただし、支払方法について別の定めがあ

る場合又はあらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって口座振替等に代えることができます。これらは、事務手続の都合により翌々月以降の支払日の支払となる場合があります。

2. 会員が本サービスの支払方法として登録することができる支払口座は、本サービスの契約に対して1個とします。会員が本サービスの支払方法として支払口座を登録した後に別の支払口座を登録しようとする場合、又は、支払方法を口座振替等以外のものから口座振替等に変更する場合等には、再度支払口座の登録が必要になる場合があります。
3. 当社は、会員に対し、本サービスの利用の有無にかかわらず、毎月の本サービスの利用による支払金等の明細（以下、「利用明細」といいます。）及び残高を原則支払月の当月12日頃に、会員メニュー内等で表示し、会員にその旨及び当月の請求予定金額をPayPayアプリ上又は会員メニュー内等で通知します。会員は、速やかに当該利用明細の内容を確認するものとします。当社が表示した後1週間以内に会員からの申し出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後1週間以内に会員からの申し出がない限り、当社は、会員が明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座振替等を行います。
4. 当社は、会員から前項の利用明細又は明細書について申し出を受けた場合には、速やかに申し出の内容を調査するものとします。会員は、調査に時間がかかる等の事由により当月の請求金額が調整できない場合、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。
5. 明細書は、本条第3項ただし書に定める場合を除いて、会員が申請を行い当社が認める場合に限り発行し、会員の届出住所に郵送します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。
6. 支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。
7. 当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの内容について異議のないものとします。
8. 当社は、前項に定める支払債務への充当によらず会員に返金する場合、原則として、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又は会員から他の方法による返金の申し出を受け当社が認めた場合には、その方法によるものとします。

第17条（日本国外の利用代金の円への換算）

1. 海外で本サービスを利用した代金の円貨への換算は、国際ブランド所定のレートが適用されるものとします。
2. ショッピングの換算に際しては、海外利用にかかわる事務処理コストとして、当社所定の事務処理の手数料を加算するものとします。

第 18 条（支払債務の充当順序）

会員の支払った金額が本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する全ての債務を完済させるに足りないときは、特に通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により、いずれかの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払の支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。

第 19 条（手数料率、利率の変更）

1. 当社は、別に定める分割払及びリボルビング払の手数料率、遅延損害金の利率（以下、総称して「基準料率」といいます。）を、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。変更後の基準料率については、会員に通知するものとします。
2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、変更後の利用分に対してのみ、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第 20 条（費用等の負担）

会員は、当社に対する本サービス利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。

- (1) 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。当該手数料は、当社所定の方法でお知らせします。
- (2) 会員は、支払を行う際の振込手数料・収納手数料（コンビニエンスストアでの支払など）を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。
- (3) 会員は、当社より本規約第 26 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (4) 会員が割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。
- (5) 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます。）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第 21 条（PayPay カード券面・カード情報の紛失・盗難、偽造、再発行）

1. 会員は、PayPay カード券面又はカード情報の紛失、盗難等により他人に不正使用された場合、その PayPay カード券面又はカード情報の使用に起因して生じる一切の債務について、本規約を適用し、全て会員が責任を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一

部を免除します。この場合、会員は損害の補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
 - (1) 紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合
 - (3) 会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合
 - (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合
 - (5) 会員が本規約に違反している場合
 - (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合
 - (7) 会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合
 - (8) 暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下、「暗証番号」といいます。）を使用する本サービスの利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで本サービスの利用が行われた場合
 - (9) 会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合
 - (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合
3. 本条第 1 項ただし書に定める支払免除の規定は、本条第 1 項に定める当社への連絡が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る不正な使用が最初に行われた日）から 2 年を経過する日より後に行われた場合には適用されないものとします。
4. 偽造された PayPay カード券面の使用に係る本サービスの利用代金については、会員は支払の責任を負わないものとします。ただし、暗証番号取引の場合はこの限りではありません。
5. 前項にかかわらず、偽造された PayPay カード券面の作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造された PayPay カード券面の利用代金について会員が支払の責任を負うものとします。
6. 会員は、当社等が行う偽造された PayPay カード券面の使用に係る被害状況の調査に対し協力するものとします。
7. PayPay カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。

第 22 条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等）

1. 会員は、通信端末機器等及びパスワード等が紛失・盗難等にあった場合、又は第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、PayPay アカウントからのログアウト又はパスワード等の無効化等、損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。また、当社からの指示がされた場合には、会員は、これに従うものとします。ただし、当社への連絡は、会員を免責するものではないものとします。

2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による本サービスの不正利用に係る一切の支払債務について、本規約を適用し、全て会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類、情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。
3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払は免除されません。
 - (1) 前条第 2 項各号に定める事由のいずれかに該当する場合
 - (2) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合
4. 前条第 3 項の規定は本条第 2 項ただし書による免除について準用されるものとします。

第 23 条（会員の再審査）

当社は、会員の適格性、本サービス利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、当社は、必要に応じ、再審査の資料として、法令等で定められた年収証明書等の資料の提出又は運転免許証、パスポート、健康保険証等（以下、「運転免許証等」といいます。）の記号番号の提供を求める場合があります。会員は、当社からの求めがあった場合には、これに応ずるものとします。

第 24 条（本サービスの利用停止、会員資格取消し）

1. 会員が、支払を怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員の本サービスの利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適当又は不審があると当社が認めた場合、会員が前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果により本サービスの利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、会員本人の同一性に関し疑義が生じた場合、本サービス又は通信端末機器等の第三者による不正利用を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。
 - (1) 本サービスの利用をお断りすること
 - (2) 本サービスの利用を停止（ショッピングの全部又は一部の利用停止、並びに、付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）すること
 - (3) 加盟店等に対し本サービスの無効を通知すること
 - (4) 当社が必要と認めた法的措置をとること
2. 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合又は当社が該当したと判断した場合は、会員に通知することなく会員資格を取り消すことができ、加盟店等に本サービスの無効を通知又は登録することがあります。
 - (1) 会員が PayPay から PayPay アカウントを削除された場合
 - (2) 会員が本サービスの申し込み、その他当社への申し込み等で虚偽の申告をした場合
 - (3) 会員が本規約のいずれかに違反した場合
 - (4) 会員が支払債務の履行を怠った場合

- (5) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合
 - (6) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員の本サービスの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が認めた場合
 - (7) 本規約第 27 条第 1 項又は第 2 項に違反した場合
 - (8) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - (9) 前条の再審査により本サービスの利用の継続が不適当であると当社が認めた場合
 - (10) 会員が会員として当社から複数のクレジットサービスが提供され、他のクレジットサービスについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合
 - (11) 法令で定める本人確認ができない場合
- 4. 前項の場合、会員は、PayPay カード券面を直接当社宛若しくは加盟店等を通じて返却するほか、当社所定の方法により、直ちに当社に PayPay カード券面を返却し又は会員の責任において PayPay カード券面を廃棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。また、当社が PayPay カード券面の回収に要した一切の費用も会員が負担するものとします。
 - 5. 会員は、会員資格の取消後であっても、本サービスに関して生じた一切の本サービスの利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。
 - 6. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、会員は、必要に応じて当社の指示に従い本サービスの再発行手続に協力するものとします。
 - 7. 会員は、本サービスの機能が停止した場合には、当社又はサービス提供者が提供する付帯サービス等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 25 条（退会）

- 1. 会員は、当社所定の退会手続を行うことによりいつでも退会することができるものとします。
- 2. 会員は、退会する場合、直ちに PayPay カード券面を当社へ返却するか、又は、会員の責任において破棄するものとします。
- 3. 会員は、当社又はサービス提供者が提供する付帯サービス等について、退会した時点で利用できなくなる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。
- 4. 当社は、会員が退会する場合、支払日にかかわらず支払債務全額を直ちに請求できるものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。また、会員は、未払債務を完済した時点で退会となることを承諾するものとします。
- 5. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、本サービスに関して生じた一切の利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。
- 6. 当社は、当社が定めた期間本サービスを利用しなかったことにより本サービスの有効期限を更新せず、一定期間経過した場合、本サービスの利用可能枠の減枠又は本サービスの利用を停止することができるものとします。また、未払債務がない場合には退会の手続ができるものとします。

第 26 条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 会員がショッピング（ただし、1 回払に限ります。）を利用した場合において、当該支払金の支払を1回でも遅滞したとき
 - (2) 会員がショッピングを利用した場合において、支払日に分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (3) 前号にかかわらず、会員の本サービスの利用が指定権利以外の権利の購入及び割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引において、会員が分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を1回でも遅滞したとき
 - (4) 会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したことを当社が知ったとき
 - (5) 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立を受けたことを当社が知ったとき（ただし、信用に関しないものは除きます。）
 - (6) 会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けたことを当社が知ったとき
 - (7) 会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生開始の申立を受けたこと、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき
 - (8) 会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき
 - (9) 当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けたとき
 - (10) 会員が購入した商品（権利を含みます。）の質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき
 - (11) 当社が会員資格を取消したとき
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時
 - (2) 本サービスの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき
 - (3) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき
 - (4) 会員が当社とのクレジットサービスを複数利用している場合において、そのうちの一つのクレジットサービスについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来において該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 会員自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、会員が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
4. 当社は、会員が第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。本サービスの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行うことができないものとします。
5. 会員が第 1 項各号若しくは第 2 項各号のいずれかに該当した場合、第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。
6. 前二項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下、「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前二項の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求しないものとします。
7. 第 5 項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第 28 条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、勤務先、職業、連絡先、メールアドレス、支払口座、暗証番号、年収、取引を行う目的その他の会員が当社に届け出た事項（以下、総称して「属性情報」といいます。）に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、属性情報に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあり、会員は、当社の当該取り扱いについて異議を述べないものとします。
3. 第 1 項の届出を怠ったために当社からの通知、送付書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第 29 条（書類の提出等の同意）

1. 当社は、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合、会員から所定の書類の提出を求めることがあり、会員はこれに協力するものとします。
2. 当社は、定期・不定期に会員に対して当社が必要とする運転免許証等・住民票・年収証明等本人確認又は本サービスの利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに協力するものとします。

第 30 条（住民票等の取得）

会員は、本申し込みに係る審査のため、再審査のため又は与信後の管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票等を当社が取得し利用することを承諾するものとします。

第 31 条（債権譲渡の承諾）

1. 会員は、当社が会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ承諾するものとします。
2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、第 41 条に基づく支払停止の抗弁は、この限りではありません。

第 32 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は日本法とし、同法によって解釈されるものとします。

第 33 条（規約の変更）

1. 会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要がある場合には、当社が本規約を変更することがあることを承諾するものとします。
2. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、当社所定のウェブサイト、PayPay アプリ上又は会員メニュー内等での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせします。当社からその内容をお知らせした後に、会員が本規約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本規約の変更日以降に会員が本サービスを利用した場合には、会員は変更

内容を承諾したものとみなして、変更後の本規約を適用します。

3. 会員が本規約を承諾しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、本サービスの利用開始前に貸与した PayPay カード券面を切断する等廃棄したうえで、当社所定の手続により退会するものとします。
4. 前三項は、第 2 条に定める各サービス規約、第 10 条に定める付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。

第 34 条（合意管轄裁判所）

会員は、各サービス規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 2 章

ショッピング条項

第 35 条（ショッピングの利用方法）

1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店で PayPay カード券面を提示し所定の売上票に PayPay カード券面と同一の自己の署名を行うことによりショッピングができるものとします。
2. 加盟店に設置された端末機で、当社所定の手続を行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は、加盟店へのカード情報の通知・伝達その他当社が指定する方法により会員の PayPay カード券面の提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又はカード券面の裏面に記載され若しくは会員メニュー内で表示されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、PayPay カード券面の提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。
3. 当社又は当社の提携クレジットカード会社若しくはこれらの提携先（以下、「提携会社」といいます。）と加盟店との契約が立替払契約の場合、会員は、ショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、当該加盟店に対し、当社又は提携会社が直接立替払いをすることを委託し、或いは立替払いをした結果発生した債権を提携会社、国際ブランド会社と提携したクレジットカード会社を経由して、当社に譲渡し、又は当該債権について立替払いをすることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。会員は、ショッピングの支払金（ショッピングの利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。
4. 当社又は提携会社と加盟店との契約が債権譲渡契約の場合、会員は、ショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、或いは提携会社、国際ブランド会社と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとし、

当該債権譲渡に関して、当該加盟店に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、当社に対し、第 41 条に基づく支払停止の抗弁を主張する場合を除きます。会員は、ショッピングの支払金（ショッピングの利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。

5. 本サービスの利用金額、利用状況等の事情によっては、本サービスの利用について利用の都度当社の承認が必要となります。この場合、会員は、当社が加盟店から照会を受けることがあり、当社が必要と認めた事項に限り、加盟店等に回答することをあらかじめ承諾するものとします。
6. 当社は、本サービスが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、端末機等を通じ、会員の本サービスの利用を保留し、加盟店からの照会によって当該利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
7. ショッピングを取り消す場合は、取消用の売上票に自己の署名を行う等所定の手続によるものとします。
8. 会員は、通信料金等、当社所定の継続的サービスについて、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。会員は、会員番号、有効期限に変更が生じた場合、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することにあらかじめ承諾するものとします。
9. 会員は、第 36 条に定める当社の所有権を侵害し、又は現金化を目的として商品・サービス等の購入等に本サービスの利用可能枠を利用することはできないものとします。
10. 会員は、現金化を目的として現行紙幣・貨幣の購入等に本サービスの利用可能枠を利用することはできないものとします。

第 35 条の 2（本人認証を用いた本サービスの利用）

1. 加盟店の中には、加盟店が運営するウェブサイトでショッピングの決済をオンラインで行う際に、会員に対し、カード情報等の入力に加え、当該ウェブサイトから誘導されたウェブサイトにおいて、あらかじめ登録したパスワード又はワンタイムパスワードの入力による認証手続を要求する加盟店（以下、「3D セキュア加盟店」といいます。）があります。
2. 会員が 3D セキュア加盟店でショッピングを行う場合、会員は、あらかじめ登録されたパスワード又は当社に登録された会員の携帯電話番号宛にショート・メッセージ・サービス（以下、「SMS」といいます。）を用いて送信されたワンタイムパスワード（以下、併せて「ワンタイムパスワード等」といいます。）を入力して本人認証手続を行うものとし、ワンタイムパスワード等による本人認証が行われない場合には本サービスが利用できない場合があることを承諾するものとします。ただし、3D セキュア加盟店との取引であっても、その内容等に応じてワンタイムパスワードの入力が求められない場合があります。
3. 会員は、前項の 3D セキュア加盟店における本人認証で当社に登録された携帯電話番号が用いられること、当該携帯番号宛に SMS でワンタイムパスワードが送信されることを認識し、厳重に携帯電話番号及びワンタイムパスワードを管理するものとし、携帯電話番号が変更になった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

4. 会員が前項の規定に違反し、会員以外の者に本サービスが利用された場合、それにより生じる一切の債務については、すべて会員が責任を負うものとします。

第 36 条（商品の所有権）

会員は、商品の所有権について、当社が加盟店に立替払したこと又は加盟店が債権を当社に譲渡したことにより加盟店から当社に移転し、立替払契約及び債権譲渡契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと
- (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること

第 37 条（ショッピングの支払方法）

1. ショッピングの利用代金の支払方法は、1 回払、分割払、リボルビング払（残高スライド方式）、ボーナス併用分割払、ボーナス併用リボルビング払、ボーナス 1 回払及びボーナス 2 回払とし、ショッピングの利用の際に指定した方法とします。ただし、1 回払以外の支払方法は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が当社の認めた加盟店で指定できるものとします。また、日本国外の加盟店でのショッピングの利用は、1 回払となります。ただし、会員が当社所定の方法により申し出をし、当社が適当と認めた場合には、リボルビング払にすることがあります。
2. ショッピングの利用代金は、毎月締切日（ショッピングの利用が電話料金等継続的に発生する代金の場合は、加盟店が指定する毎月又は毎年一定の日を利用日として取り扱います。）で締め切り、以下次の各号に定める方法により算定したショッピングの支払金を翌月の支払日に支払うものとします。ただし、事務手続の都合により支払月が遅れることがあります。
 - (1) 会員が 1 回払を指定した場合は、利用代金を翌月に一括して支払うものとします。この場合、手数料は請求しません。
 - (2) 会員がボーナス 1 回払を指定したときは、利用代金を会員の指定月（夏期 6 月、7 月、8 月、冬期 12 月、1 月のいずれかの月）に一括して支払うものとします。この場合、手数料は請求しません。ただし、加盟店により利用できない場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については、加盟店により制限があります。
 - (3) 会員がボーナス 2 回払を指定したときは、利用代金と手数料を合算した額の 2 分の 1 ずつ（1 円未満の端数が発生する場合には初回に算入します。）を会員の指定月（夏期 6 月、7 月、8 月、冬期 12 月、1 月のいずれかの月）に支払うものとします。ただし、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。
 - (4) 会員は、会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の締切日時点のリボルビング利用残高（以下、「利用残高」といいます。）に基づく支払元金（ただし、支払元金を取り決めた金額以下となる場合は残金全額となります。）に手数料を加算した金額（以下、「弁済金」といいます。）を支払う（ただし、会員が支払日前に弁済金を支払った場合でも当社が請求した手数料全額をいただきます。）ものとします。ボーナス併用リボルビング払を指定した場合、ボーナス月は、夏期 6 月、

7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、会員が当社に届け出るものとします。また、会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申し出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。手数料は、当社所定の手数料率により月割りで計算した額となり、弁済金の具体的算定例は、本規約の末尾に記載するとおりとします。

(5) 会員が分割払を指定した場合、支払総額は、利用代金に別に定める手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。ボーナス併用分割払を指定した場合、ボーナス月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、会員が当社に届けるものとします。ボーナス月の支払は最初に到来したボーナス月より支払うものとします。ボーナス月の分割支払金は均等分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。ボーナス月加算総額は利用代金の50%以内とします。また、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は本規約の末尾に記載するとおりとします。(ただし、加盟店により手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)

3. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。
4. 本条第2項第3号又は第5号の場合において、利用代金と手数料を合算した額を支払回数で除した金額が1円未満となる場合は、当社は当該利用代金を翌月に一括して請求するものとし、会員はこれを支払うものとします。(この場合、本サービスにかかる当該利用に関する手数料は請求いたしません。)
5. 会員は、当社所定の方法により国内外の加盟店で1回払として利用された売上情報を当社に到着した時点でリボルビング払に変更して会員に請求するサービス(当社所定のサービス名を付すものとします。)に申し込むことができるものとし、当社が適当と認めた場合には、当該サービスを利用できるものとします。リボルビング払に変更する時点でショッピング1回払以外利用可能枠又はリボルビング払利用可能枠を超過した場合、当該サービスは適用されず1回払となるものとします。また、次の各号に定める取引については当該サービスの対象となりません。
 - (1) 翌月1回払以外のショッピング
 - (2) 年会費(付帯サービス等においてサービス提供者が会員に請求する年会費等を含みます。)
 - (3) 当社が当該サービスの取扱いが不適当と認めた加盟店での利用

第38条(遅延損害金)

1. 会員がショッピングの支払金(以下、本条において「支払金」といいます。)を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率(年365日とする日割計算。

ただし、うるう年は年 366 日とします。) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 分割払又はボーナス払であり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引については、当該支払金に対し、年 14.6% を乗じた額とショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第 14 条第 3 項、第 15 条第 6 項又は前条第 4 項により当社が翌月に一括して請求した取引については、除きます。

(2) 前号以外の取引及び割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引については、当該支払金に対し、年 14.6% を乗じた額。

2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 前項第 1 号の取引については、ショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。

(2) 前項第 2 号の取引については、ショッピングの支払金の残金全額に対し、年 14.6% を乗じた額。

3. 当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払と合算して請求することができるとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。

第 39 条（早期完済の場合の特約）

会員は、当初の契約のとおり分割払を履行している場合に、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは早期完済をすることもできます。この場合の支払金額は下記計算式により算出した金額とします。

$$\text{未払分割支払金合計} - \text{期限未到来の分割払手数料} + \text{早期完済手数料}$$

ただし、期限未到来の分割払手数料は、78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。また早期完済手数料は、期限未到来の手数料に対し、10% を超えない範囲の当社所定の割合を乗じた金額とします。

第 40 条（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利又は提供された役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、直ちに加盟店に対して商品、権利の交換又は役務の再提供を申し出るか、又は当該売買契約、役務提供契約（以下、「売買契約等」といいます。）の解除ができるものとします。売買契約等を解除した場合は、会員は速やかに当社に対してもその旨を通知するものとします。

第 41 条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、以下の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利、役務について、当社に対する支払を停止することができるものとします。

(1) 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ。）がなされない場合

- (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵がある場合
- (3) その他商品の販売や役務の提供について、加盟店等に対して生じている抗弁事由がある場合
- 2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出た場合は、直ちに所要の手続をとるものとします。
- 3. 会員は、前項の申し出をする場合は、あらかじめ第 1 項の事由の解消のため、加盟店等と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4. 会員は、第 2 項の申し出をした場合は、速やかに第 1 項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第 1 項の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
- 5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
 - (1) 本サービスの利用が割賦販売法の適用を受けないとき
 - (2) 本サービスの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき
 - (3) 1 回の本サービス利用に係る支払総額が 4 万円に満たないとき。ただし、リボルビング払の場合は 1 回の本サービスの利用に係る現金価格が 3 万 8 千円に満たないとき
 - (4) 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき
 - (5) 日本国外で本サービスを利用したとき
 - (6) 当社の債権を侵害する行為をしたとき
 - (7) 本条第 1 項各号の事由が会員の責に帰すべきとき
- 6. 会員からの抗弁の申し出がリボルビング払に係るものであるとき、当社は、当該抗弁事由の存する商品等の代金相当額をリボルビング払に係る債務の残高から控除した額を基に算出した弁済金について、会員に請求できるものとします。

【ショッピングについて】

1. リボルビング払の利用可能枠及び手数料率

利用可能枠	当社が審査し決定した枠
手数料率	実質年率 18.00%
返済期間	原則として毎月末日締切、翌月 27 日払
遅延損害金	年率 14.6%の割合

2. リボルビング払の支払元金（残高スライド方式）

利用残高	支払元金
200,000 円以下	3,000 円～10,000 円
200,000 円超～500,000 円以下	10,000 円～20,000 円
500,000 円超～1,000,000 円以下	10,000 円～30,000 円
1,000,000 円超	10,000 円～60,000 円

※月末利用残高により支払月の支払元金が決まります。

※当社所定の方法によりお手続きいただくことで、最低支払元金を変更することができます。

※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、利用残高全額が支払元金となります。

※本サービス契約時に初期設定されている支払元金については、「ご契約内容のご案内」（電磁化書面）でお知らせします。閲覧期限は発行から 1 年です。

3. リボルビング払の支払例

（支払例）1 月 1 日に 205,000 円の商品を購入

締切日末日、支払日翌月 27 日に口座振替、実質年率 18.00%、支払元金が 20 万円超で 1 万円、20 万円以下で 5 千円の場合

1 月	リボルビングの利用	205,000 円
	締切日のご利用残高	205,000 円
2 月	支払元金	10,000 円
	手数料	$205,000 \text{ 円} \times 18.00\% \div 12 = 3,075 \text{ 円}$
	弁済金	13,075 円
	当月締切日の利用残高	195,000 円
3 月	支払元金	5,000 円
	手数料	$195,000 \text{ 円} \times 18.00\% \div 12 = 2,925 \text{ 円}$
	弁済金	7,925 円
	当月締切日の利用残高	190,000 円

※手数料の計算において、小数点以下の場合には切り捨てになります。

(支払例) 1 月 1 日に 205,000 円の商品を購入

締切日末日、支払日翌月 27 日に口座振替、実質年率 18.00%、支払元金が 20 万円超で 1 万円、20 万円以下で 3 千円の場合

1 月	リボルビングの利用	205,000 円
	締切日のご利用残高	205,000 円
2 月	支払元金	10,000 円
	手数料	$205,000 \text{ 円} \times 18.00\% \div 12 = 3,075 \text{ 円}$
	弁済金	13,075 円
	当月締切日の利用残高	195,000 円
3 月	支払元金	3,000 円
	手数料	$195,000 \text{ 円} \times 18.00\% \div 12 = 2,925 \text{ 円}$
	弁済金	5,925 円
	当月締切日の利用残高	192,000 円

※手数料の計算において、小数点以下の場合には切り捨てになります。

4. 分割払の支払回数表

支払回数 (回)	支払期間 (ヵ月)	実質年率 (%)	利用代金 100 円 あたりの手数料 (円)
3	3	12.19	2.04
5	5	13.49	3.40
6	6	13.85	4.08

支払回数 (回)	支払期間 (ヵ月)	実質年率 (%)	利用代金 100 円 あたりの手数料 (円)
10	10	14.57	6.80
12	12	14.73	8.16
15	15	14.87	10.20
18	18	14.93	12.24
20	20	14.95	13.60
24	24	14.95	16.32
30	30	14.90	20.40
36	36	14.81	24.48
48	48	14.60	32.64

※ボーナス併用払の場合には実質年率が異なることがあります。

※2 回払の場合には、支払回数 2 回、支払期間 2 ヶ月、実質年率 0.0%となります。

5. 分割払の支払例

(支払例) 利用代金 30 万円の商品を 10 回払で購入

	金額	計算方法
手数料	20,400 円	$300,000 \text{ 円} \times 6.80 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}$
支払総額	320,400 円	$300,000 \text{ 円} + 20,400 \text{ 円}$
分割支払金 (月々の支払金)	32,040 円	$320,400 \div 10 \text{ 回}$

※分割支払金の単位は 1 円となり、1 円未満の端数は初回に算入します。

※端数の調整により実質年率が異なることがあります。

6. ボーナス払の手数料率

	実質年率	支払回数	支払期間
ボーナス 1 回払	0.0%	1 回	2～6 カ月
ボーナス 2 回払	13.89%	2 回	5～12 カ月

※ボーナス 2 回払の利用代金 100 円あたりの手数料は 3.5 円とします。

※支払月や端数の調整により実質年率が異なることがあります。

7. ボーナス払の支払例

（支払例）4 月 1 日に利用代金 30 万円の商品をボーナス 2 回払（支払月：7 月・12 月）で購入した場合
の手数料

$300,000 \text{ 円} \times 3.5 \div 100 = 10,500 \text{ 円}$

支払総額 $300,000 \text{ 円} + 10,500 \text{ 円} = 310,500 \text{ 円}$

1 回あたりの分割支払金 $310,500 \text{ 円} \div 2 = 155,250 \text{ 円}$

※ボーナス分割支払金の単位は 1 円となり、1 円未満の端数は初回に算入します。

以上

2022 年 4 月 1 日

個人情報の取扱に関する同意条項

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用）

会員（申込者を含みます。以下、同じ。）は、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が、
保護措置を講じた上で、本項（1）の利用目的で本項（2）の個人情報（以下、総称して「個人情報」とい
います。）を収集・保有・利用することに同意します。

（1）利用目的

- （ア）PayPay あと払い会員規約（以下、「本規約」といいます。）第 1 条第 1 項におけるクレジット
サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する契約（以下、「本契約」といい、本申
込みを含みます。以下、同じ。）並びに今後の当社との取引の与信判断及び与信後の管理のた
めに利用すること。
- （イ）本サービスの利用確認及び本サービス利用代金の支払等の案内（支払遅延時の請求を含みま
す。）をすること。
- （ウ）法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を
市区町村に提出し住民票・住民票の除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡

先の確認や債権回収のために利用すること。

- (エ) 当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項第 2 号の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (オ) 各種法令の規定により裁判所、行政機関、監督官庁その他公的機関（以下、「公的機関等」といいます。）から提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合に、公的機関等に提供すること。
- (カ) 会員に対して、当社におけるお問い合わせ対応、会員の簡便なサービスのご利用等最適なサービスを提供又は案内等すること。
- (キ) 本契約にかかるサービス特典等を会員に提供するために利用すること（当社が提供するものに限られません。）。

(2) 個人情報

- (ア) 会員の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、資産、収入、負債、家族構成、住居状況、運転免許証（平成 24 年 4 月 1 日以降に発行された運転経歴証明書を含み、以下、「運転免許証等」といいます。）の保有の有無、その他会員が申告した情報及びその変更情報（映像・音声等の情報を含みます。）
- (イ) 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、契約額、支払回数、分割払手数料、支払方法、振替口座その他契約の内容に関する情報
- (ウ) 利用店名、利用金額、利用した商品・権利・サービスの名称等、本契約に関する利用状況、利用残高及び月々の返済状況等取引に関する情報
- (エ) 会員の支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するために、当社が収集した運転免許証等の記号番号、年収証明書、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- (オ) 本契約に関し、当社が必要と認めた場合に、会員の運転免許証等の内容を確認し、又はその写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類となります。）
- (カ) 与信判断又は与信後の管理及び本人確認のため、当社が必要と認めた場合に、会員の運転免許証等の記号番号、年収証明書及び住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報
- (キ) インターネット、官報、電話帳及び紳士録等において公開されている情報
- (ク) 当社に対するご意見、ご要望、お問い合わせ内容、当社が実施するアンケート、第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる提携先等の提供するサービスの利用状況及び行動履歴、会員の登録情報等並びにこれらの分析結果、提携先等の会員の同一性を識別するための情報

第 2 条（当社の個人情報の利用）

1. 会員は、当社が前条の目的に加え、下記の目的のため前条（2）（ア）（イ）（ウ）（ク）の個人情報を利用することに同意します。

- (ア) 当社のクレジット・ローン関連事業、銀行等ローンの保証事業関連、広告関連サービス及び保険等の代理店業務における新商品情報のお知らせ、又はこれらに関連するアフターサービス

項目/会社名	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
1.本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した 日から 6 カ月間	照会日から 6 カ月以内
2.本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後 5 年以内	契約継続中及び契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の 事実に係る情報については当 該事実の発生日から 1 年以 内）
3.債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後 5 年間	契約継続中及び契約終了後 5 年以内

(イ) 当社のクレジット・ローン関連事業、銀行等ローンの保証関連事業、広告関連サービス及び保険等の代理店業務における市場調査、商品開発

(ウ) 当社のクレジット・ローン関連事業、銀行等ローンの保証事業関連、広告関連サービス及び保険等の代理店業務における宣伝物・印刷物・メールの送付等の営業案内

2. 会員は、本契約に基づく精算のため、当社と加盟店が前条（2）（ア）（イ）（ウ）の個人情報を利用することに同意します。

第 3 条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員及び当該会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
2. 会員は、会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
 - (1) CIC（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※CIC の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記のホームページをご覧ください。

(2) JICC（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※JICC の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記のホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記のホームページをご覧ください。

※CIC、JICC 及び全国銀行個人信用情報センターの三機関は相互に提携しています。

5. 本条第 3 項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、下記のとおりです。

(1) CIC

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）等、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等）、及び返済状況に関する情報（利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等）

(2) JICC

本人を特定するための情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

第 4 条（個人情報の提供・利用）

1. 会員は、本項（1）の提携先等が、本項（2）の目的のために個人情報を利用する場合に、当社が保護措置を講じた上で会員の個人情報（ただし、第 1 条（2）（ア）（イ）（ウ）（ク）に限る。）を提携先等に提供することに同意します。また、会員は、与信判断の結果、当社が申込みを断り又は会員資格停止等の措置をとった場合において、当社又は提携先等からサービス特典を受けられないときであっても、必要に応じ、サービス特典に関して、当社が提携先等に第 1 条（2）（ア）（イ）（ウ）（ク）の個人

情報を提供することに同意するものとします。

(1) 提携先等

(ア) ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」といいます。）。

(イ) PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）。

(ウ) 当社との間で個人情報の提供に関する契約を締結し、個人情報の保護措置をとった当社グループ企業及び提携企業

(2) 利用目的

(ア) 本契約において今後の会員と当社又は提携先等との取引の管理のために利用すること。

(イ) 本契約にかかるサービス特典等を会員に提供するため（当社が提供するものに限りません。）。

(ウ) 当社又は提携先等の事業における市場調査、商品やサービスの検討、開発及び改善のために利用すること。

(エ) 当社又は提携先等の事業、及び本契約におけるお知らせ、宣伝物、印刷物の送付などの営業案内または景品や商品の送付のために利用すること。

(オ) ヤフーについては、前（ア）乃至（エ）の他、本契約に関連するお問い合わせに対してヤフーにおいて対応することが適切と判断されるときに、ヤフーが当該お問い合わせに対応するため及びヤフーが定める「PayPay カード 個人情報の取り扱いに関する重要事項」並びにプライバシーポリシーに定める利用目的のために利用すること。

（カ） PayPay については、PayPay が定めるプライバシーポリシー (<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/privacy/>) に掲げる利用目的。

(3) 提供方法

(ア) メール、電磁媒体等の電磁的方法

(イ) オンラインによる方法

(ウ) 書面による方法

(エ) 上記（ア）乃至（ウ）のほか当社所定の方法

2. 提携先等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から 5 年間とします。

3. 会員は、PayPay あと払い会員メニュー内その他当社所定の方法により改訂後の「個人情報の取扱に関する同意条項」（以下、「本同意条項」といいます。）を掲載し公表することで、第 1 項（1）に定める提携先等に提供する情報の範囲（ただし、第 1 条（2）（ア）（イ）（ウ）（ク）に限る。）並びに同項（1）

（ウ）に定める当社グループ企業及び提携企業を変更することに、予め承諾するものとします。

4. 法令等に基づき、公的機関等から取得情報を提供するように求められた場合、当社が保護措置を講じた上で会員の第 1 条（2）の個人情報を公的機関等に提供します。

第 5 条（第三者からの個人関連情報の取得）

会員は、本サービスについて、当社が本同意条項第 1 条（1）及び本項（1）の利用目的で（2）の個人関連情報を個人データとして第三者から取得することに同意します。

(1) 個人データとしての利用目的

(ア) WEB サイト上の会員の行動履歴の把握・分析（当社の保有する情報と掛け合わせた行動履歴

の把握・分析も含む。)、自他社のプロモーション等の最適化のため。

(イ) 本サービスやカード情報の不正利用、悪用その他当社の提供するサービスの違法又は不当な利用の防止を図るため。

(ウ) 与信判断、与信後の管理又は本人確認その他取引上の判断を行うため。

(エ) 当社が会員に対して提供するサービスの向上及び最適なサービスの提供のため。

(2) 個人関連情報の項目

(ア) WEB サイト上の会員の行動履歴、閲覧履歴等

(イ) 閲覧履歴から統計的に推測される、年代・性別、興味・関心事項等の情報

(ウ) 端末を識別するための情報、ブラウザを識別するための情報、IP アドレス等のデバイス情報、電話番号の調査結果データ

第 6 条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員は、当社及び第 3 条記載の個人信用情報機関及び前条で記載する提携先等に対して、個人情報の保護に関する法律にしたがい、次の手続により、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 当社に開示を求める場合には、末尾記載の相談窓口に連絡してください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.paypay-card.co.jp/company/privacystatement.html>) においてもお知らせしております。

(2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第 3 条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(3) 当社の提携先等に対して開示を求める場合には、提携先等に請求してください。

2. 万一個人情報の内容が真実でないことが判明した場合には、当社は個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第 7 条 (本同意条項の不同意の場合)

当社は、会員が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合又は個人情報の取扱いに関する本同意条項の内容の全部若しくは一部に同意できない場合、本契約をお断りすることや退会の手続をとる場合があります。ただし、第 2 条及び第 4 条（第 4 条第 1 項（2）（ア）（イ）は除く）に同意しない場合であっても、これを理由に当社が本契約をお断り又は退会の手続をすることはありません。

第 8 条 (利用・提供中止の申出)

1. 第 2 条及び第 4 条（第 4 条第 1 項（2）（ア）（イ）は除く）による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合はそれ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書送付や本規約改定のお知らせ等業務上必要な書類に同封又はメール送信される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

2. 提携先等が本契約に基づき第4条（第4条第1項（2）（ア）（イ）は除く）の範囲外の目的で利用している場合、提携先等に対してその中止を申し出ることができます。ただし、その場合は提携先等の一部サービスが受けられない場合があります。

第9条（本契約が不成立時及び退会後の個人情報の利用）

本契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。会員の退会の申出又は会員資格の喪失後も、本同意条項に基づき、法令等又は当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第10条（条項の変更）

本同意条項は本規約に定める変更手続に従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上
2022年4月1日

【相談窓口】

1. 商品等の問い合わせ、相談は、本サービスを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 会員規約についての問い合わせ、相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記お客様相談室まで連絡ください。
3. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止の申出、個人情報の開示・訂正・削除等に関する問い合わせについては、下記お客様相談室まで連絡ください。

お問い合わせ窓口

PayPay カード株式会社

〔本社〕〒102 - 8422 東京都千代田区紀尾井町1番3号

〔お客様相談室〕電話番号 092 - 451 - 5971（平日 9:30-17:30）

〔コンタクトセンター〕電話番号 0570-028181（9:30-17:30）

PayPay カード会員規約

PayPay カード会員規約（以下「本規約」といいます。）は、PayPay カード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する PayPay カード（以下「本カード」といいます。）に関する契約関係を定めるものです。

第 1 章

一般条項

第 1 条（会員）

1. 会員とは、ヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます。）が定める Yahoo! JAPAN 利用規約を承認したうえで、Yahoo! JAPAN ID を保有するものが、当社が定める本規約を承認のうえ、当社が発行する本カードへの入会を申込み、当社が入会を承諾した方をいいます。
2. 会員は、当社が入会を承諾し、別途、書面、メール等によるお知らせに記載した日に、当社との間で契約が成立し、本カードへ入会したものとします。

第 2 条（申込条件及び留意点等）

1. 会員は、本カードの申込にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - （1）会員は、別途、当社が定める「PayPay カード会員メニュー利用者規定」、「PayPay カード個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「電磁化書面規定（割販）」（以下総称して「各サービス規約」といいます。）に承諾のうえ、入会後に各サービス規約に定める必要な登録手続等を直ちに行うものとします。
 - （2）会員は、本カードの利用にあたり、各サービス規約に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることを承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。但し、会員の承諾にかかわらず、電磁的方法ではなく書面で交付する場合があります。
 - （3）前号にかかわらず、会員は、書面での交付を希望する場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、法令等で交付が必要な書面その他当社が特に認めた場合については発行手数料を免除することがあります。
 - （4）会員は、第 15 条 1 項及び 2 項に定める支払口座を当社が定める期間以内に届け出たうえで、口座振替等の手続を完了するものとします。なお、口座振替等の手続には時間を要する場合があります。
 - （5）当社が定める期間内に前号の手続が完了しない場合において、当社が会員に本カードに係る「振込依頼書」を送付したときは、当社所定の発行手数料を会員は支払うものとします。ただし、当社が特に認めた場合においては、当該発行手数料は免除されるものとします。
2. 前項第 3 号及び第 5 号の発行手数料は、当社所定のウェブサイト又は PayPay カード会員メニュー（以下「会員サイト」といいます。）で告知その他当社所定の方法でお知らせいたします。なお、発行手数料を変更する場合は、当社はあらかじめ通知又は公表いたします。

第3条（提供サービスと利用）

1. 会員は、当社のサービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本規約又は付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、サービスを利用できない場合があります。
2. 本カードに付随し、ヤフーが提供するサービス（以下「提携サービス」といいます。）及びその内容については、ヤフーがホームページその他のヤフー所定の方法により会員に通知又は公表します。会員は、ヤフーが提供するサービスを利用する場合、ヤフーが定める利用規約その他の規定に従い利用するものとします。

第4条（本カードの貸与・管理・有効期限）

1. 本規約に定める本カードは、会員が申込を行った国際ブランドマークを搭載したカードとし、当社は、会員が申込を行ったカードを発行し貸与します。
2. 本カード券面上には氏名等（以下、会員サイト内及び PayPay カード送付時に発行・表示されるクレジットカード情報を含め、「カード情報」といいます。）が表示され、カード所定の署名欄に自署した会員以外は利用できません。また会員は、本カードを他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供等に利用する等第三者への占有の移転や、カード情報を預託・提供してはならず、理由の如何を問わず、本カード及びカード情報を、本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させもしくは使用のために占有を移転させることは一切できません。
3. 本カードの所有権は当社に属します。会員は、当社より本カードが貸与された場合は、直ちに本カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって本カード及びカード情報を使用・保管・管理をするものとします。
4. 前二項に違反して本カード及びカード情報が他人に使用されたことにより生じる一切の債務については、本規約を適用し、全て会員がその責任を負うものとします。
5. 本カードの有効期限は、当社が指定する月の末日までとします。なお、当社所定の時期までに退会の申出がなく、当社が引き続き会員として適格と認めた会員には新しい有効期限の本カードを送付します。ただし、当社が定めた一定期間に本カードの利用がない場合その他当社が新しい有効期限の本カードを送付することが適切でないと判断した場合には、新しい有効期限の本カードを送付しない場合があります。
6. 本カードの有効期限内における本カード使用による支払については、本カードの有効期限経過後といえども、本規約を適用します。
7. 会員が万一有効期限を超えて本カードを利用した場合、そのカード利用に起因して生じる一切の債務は本規約を適用し、全て会員がその責任を負うものとします。
8. 当社が認めた会員には、半導体集積回路の機能を組み込んだカード（以下「IC カード」といいます。）を貸与します。会員は、IC カードに格納された機能を利用して当社又は当社の提携先が行う各種サービスを受けることができるものとします。
9. 会員は、IC カードの毀損、分解、格納された情報の漏洩、複製、改ざん又は解析等を行わないものとします。

第5条（年会費）

1. 会員は、当社に対し、毎年当社所定の時期に当社所定の年会費及びサービス会費（以下総称して「年会費等」といいます。）を支払うものとします。
2. 年会費等は、会員の都合により解約・退会した場合、当社の判断により本カードの利用・貸与を停止又は会員資格を取消した場合、その他理由の如何を問わず返還しません。

第6条（暗証番号）

1. 当社は、会員より申出のあった本カードの暗証番号を所定の方法により登録するものとします。ただし、会員からの申出がない場合又は会員が申し出た暗証番号につき当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、当社所定の方法により当社が定めた暗証番号を登録することがあります。
2. 会員は、暗証番号として、「0000」「9999」等同じ数字の連続、生年月日及び電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、他人から推測されにくい番号を登録するものとします。また、会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう管理するものとします。
3. 本カード利用の際、登録した暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他事故があっても、そのために生じる一切の債務について会員が支払の責めを負うものとします。ただし、暗証番号の管理について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合には、この限りではありません。
4. 当社が会員に貸与した本カードが IC カードの場合、当該カードの暗証番号は、本条第1項で登録された暗証番号とします。なお、当社が必要と認めた場合には、所定の方法により IC カードの暗証番号を変更し、IC カードを再発行することがあります。再発行前の旧カードは、会員自らの責任において処分するものとします。

第7条（通信端末機器等の管理責任）

1. 会員サイトを利用するために必要な通信端末機器及びソフトウェア等（以下、「通信端末機器等」といいます。）、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は会員の負担と責任において行うものとします。
2. 会員は、会員サイトを利用する自己の占有又は管理下にある通信端末機器等及び当該通信端末機器等に自ら設定したパスワード、暗証番号その他の本人認証方法等（以下、「パスワード等」といいます。）、並びに通信端末機器等に表示されるカード情報の管理につき、善良なる管理者の注意義務を自ら負うものとします。
3. 会員は、通信端末機器等又は会員サイトの利用に係るパスワード等を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供したり、パスワード等の情報及びカード情報を理由の如何を問わず預託・提供したりすることは一切できません。
4. 会員は、前三項への違反その他通信端末機器等、パスワード等又はカード情報の管理不十分及びこれらに起因する第三者による会員サイトの利用又は会員による使用上の過誤その他これらに準じる全ての事由によって会員に生じた損害であっても自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。
5. 当社は、通信端末機器等を通じた会員サイトの提供に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性、最新性、継続性、通信端末機器等への適合性、動作性、安全性等を保証するものではありません。また当社は、当社に故意又は過失に基づく債務不履行があるときを除き、通信端末機器等を通じた会員サイト

の利用により発生した会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、通信端末機器等を通じて会員サイトを利用できなかったことにより発生した会員又は第三者の損害に対し、損害賠償義務その他いかなる責任も一切負わないものとします。

第8条（通知等）

1. 会員は、入会申込時若しくは入会后当社所定の方法により会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。
2. 当社は、会員に対して、前項の携帯電話番号又は電子メールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ会員の承諾を得るものとします。
3. 当社は、会員に対し、ヤフーのホームページ等において、本カードの申込又は利用に関する案内、本カード又は通知等の発送状況等に関する案内、口座振替等の手続に関する案内、請求額の案内、その他必要事項を通知することがあり、この通知は会員がYahoo! JAPAN ID ログイン状態にある場合に限り表示されます。なお、会員は、当該通知の表示に関して善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、ログインされた状態で、会員以外の第三者が表示された通知等を閲覧することなどにより会員に発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 会員が前項の規定に違反し、会員以外の者に本カードが利用された場合、それにより生じる一切の支払債務については、すべて会員が責任を負うものとします。

第9条（付帯サービス等）

1. 会員は、当社又は当社以外のサービス提供者（以下「サービス提供者」といいます。）が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス等」といいます。）を利用することができるものとします。
2. 会員は、ヤフーの提供するサービス「Yahoo!ウォレット」の通常使うお支払い方法として、本カードが登録されることに承諾するものとします。なお、「Yahoo!ウォレット」とは、あらかじめ登録した情報を用いて決済手続を簡便に行うことができる、ヤフーが提供するサービスです。
3. 付帯サービス等の利用に関する規定等がある場合、会員は、それに従うものとし、付帯サービス等の利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、当社又はサービス提携先が必要と認めた場合、当社が付帯サービス等の提供を中止又はその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（PayPay 残高利用規約の適用）

会員が本カードを利用して第33条に定めるカードショッピング等を行った場合、PayPay の定める「PayPay 残高利用規約」（<https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/>）に従い、PayPay ポイントが付与されます。

第11条（電話又はインターネット等による取引等）

1. 会員は、当社所定の付帯サービス等の申込、当社への会員の利用内容等の照会及び登録事項等の変更の届出等を電話又はインターネット等によって行う（以下「電話等取引」といいます。）ことができるも

のとします。

2. 会員は、電話等取引を行う場合の本人確認は、原則として暗証番号又は当社が別に定めた方法によって行うものとし、その内容は録音又は記録され、当社に相当期間保存されることを承諾するものとします。

第 12 条（本カードの機能）

会員は、本カードを利用して当社の加盟店及び国際ブランド会社に参加した日本国内外の加盟店（以下総称して「加盟店」といいます。）で商品の購入やサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができるものとします。

第 13 条（クレジットカード利用可能枠）

1. 当社は、カード 1 枚ごとにクレジットカード利用可能枠を審査のうえ決定し、クレジットカード利用可能枠の内枠として、次の各号の利用可能枠を定め、会員に通知します。なお、クレジットカード利用可能枠は、原則としてショッピング 1 回払利用可能枠と同じ金額となり、次の各号の利用可能枠の合計にはなりません。

（1）ショッピング 1 回払利用可能枠

（2）ショッピング 1 回払以外利用可能枠

2. 当社は、前項（2）のショッピング 1 回払以外利用可能枠の内枠として、次の各号の利用可能枠を審査のうえ決定し、会員に通知します。なお、ショッピング 1 回払以外利用可能枠は、次の各号の利用可能枠の最も大きい利用可能枠と同じ金額となり、各利用可能枠の合計にはなりません。

（1）リボルビング払利用可能枠

（2）分割払利用可能枠

（3）ボーナス払利用可能枠

3. 会員は、前二項各号に定める利用可能枠を超えて本カードを使用してはならないものとします。ただし、会員が前二項各号いずれかの利用可能枠を超えて本カードを利用した場合は、会員が加盟店において指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金（「利用代金」は、割賦販売法における「現金価格」から「申込金（頭金）」を差し引いた残金のことをいいます。以下同じ。）を翌月に一括して支払うものとします。この場合、当該カード利用にかかわる包括信用購入あっせんの手数料（以下単に「手数料」といいます。）は請求いたしません。

4. 会員は、第 1 項のクレジットカード利用可能枠から、本カード利用時点における未払債務（本カードの利用につき加盟店から当社に到着した売上情報又は売上承認情報及びカードショッピングの利用残高を合算した金額をいいます。以下同じ。）を差し引いた金額の範囲内で、カードショッピングが利用できるものとします。また、会員は、第 2 項のショッピング 1 回払以外利用可能枠から、本カード利用時点におけるリボルビング払、分割払及びボーナス払に係る未払債務を差し引いた金額の範囲内で、リボルビング払、分割払又はボーナス払が利用できるものとします。

5. 当社は、会員のカード利用状況及び再審査の結果その他の事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。

第 14 条（複数枚カード保有における利用可能枠）

1. 当社は、会員に複数枚カード（ローンカードを含みます。以下本条において同じ。）を貸与する場合は、前条の定めにかかわらず、会員 1 人あたりのクレジットカード利用可能枠及びそのクレジットカード利用可能枠の内枠として次の各号に定める利用可能枠を審査のうえ決定し、会員に通知します。なお、会員 1 人あたりの利用可能枠は、原則としてショッピング 1 回払利用可能枠と同じ金額となり、次の各号の利用可能枠の合計にはなりません。

（1）ショッピング 1 回払利用可能枠

（2）ショッピング 1 回払以外利用可能枠

（3）キャッシング利用可能枠

2. 当社は、会員に複数枚カードを貸与する場合には、前項（2）のショッピング 1 回払以外利用可能枠の内枠として、会員 1 人あたりの次の各号の利用可能枠を審査のうえ決定し、会員に通知します。なお、会員 1 人あたりのショッピング 1 回払以外利用可能枠は、次の各号の利用可能枠の最も大きい利用可能枠と同じ金額となり、各利用可能枠の合計にはなりません。

（1）リボルビング払利用可能枠

（2）分割払利用可能枠

（3）ボーナス払利用可能枠

3. 会員は、前二項各号の利用可能枠がカード 1 枚ごとに設定された各利用可能枠の合計とならないことを承諾するものとします。また、前二項各号の利用可能枠は、前条第 1 項及び第 2 項の利用可能枠よりも優先され、本カードの利用が制限されることがあることを承諾するものとします。

4. 会員は、第 1 項のクレジットカードの利用可能枠から、本カード利用時点における会員 1 人あたりの未払債務を差し引いた金額の範囲内で、カードショッピングが利用できるものとします。また、会員は、第 2 項のショッピング 1 回払以外利用可能枠から、カード利用時点におけるリボルビング払、分割払及びボーナス払に係る未払債務を差し引いた金額の範囲内で、リボルビング払、分割払又はボーナス払が利用できるものとします。

5. 会員は、第 1 項各号及び第 2 項各号の利用可能枠から、支払方法ごとの会員 1 人あたりの未払債務（会員がカードを複数枚保有している場合は複数枚の未払債務を合算します。）を差し引いた金額の範囲内で、当該支払方法によるカードショッピングが利用できるものとします。

6. 会員が第 1 項第 2 号又は第 2 項各号いずれかの利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、会員が加盟店において指定した支払方法にかかわらず、当該利用代金を翌月に一括して支払うものとします。

（この場合、当該カード利用にかかわる手数料は請求いたしません。）

7. 当社は、会員のカード利用状況、会員の再審査の結果その他事情を勘案して、第 1 項及び第 2 項の利用可能枠を必要に応じて増枠又は減枠（0 円とすることを含みます。）できるものとします。

第 15 条（支払方法）

1. カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といい、分割払及びボーナス払は分割支払金を指し、リボルビング払は弁済金を指します。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下総称して「支払債務」といいます。）は、原則として毎月末日に締め切る（以下「締切日」といいます。）ものとし、会員は、翌月 27 日（金融機関の営業日でない場合は翌営業日

とし、以下「支払日」といいます。)にあらかじめ当社の指定する金融機関又は収納代行会社(以下「金融機関等」といいます。)と約定した預金口座、証券総合口座又はゆうちょ銀行口座(以下「支払口座」といいます。)から口座振替、収納代行又は自動払込の方法(以下「口座振替等」といいます。)により支払うものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又はあらかじめ当社の同意を得た場合は、他の方法をもって口座振替等に代えることができます。なお、事務上の都合により翌々月以降の支払日の支払となることがあります。

2.当社は、当社が特に必要と認めた会員が、前項に定める会員の支払債務につき、会員の代わりに当社へ支払うよう第三者(以下「口座名義人」といいます。)に委任し、口座名義人がこれを受任している場合、口座名義人の金融機関の預金口座から口座振替等ができるものとします。この場合においても、会員は本規約に定める一切の支払債務を負担するものとし、当社が必要と認めた場合には、当社は、直接会員に支払債務の支払いを求めることができ、その場合に会員は、口座名義人へ支払いの委任をしたことを理由に、当社への支払いを拒むことはできないこととします。

3.当社は、会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細(以下「利用明細」といいます。)及び残高を原則支払月の当月12日頃に会員サイト上で表示し、会員にその旨及び当月の請求予定金額を会員のメールアドレスへ通知します。会員は、速やかに当該カードの利用明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後1週間以内に会員からの申出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、会員の届出住所へ明細書(利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。)を郵送します。この場合、会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後1週間以内に会員からの申出がない限り、当社は、会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。

4.当社は、会員から前項の利用明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。

5.明細書は、本条第3項ただし書に定める場合を除いて、会員が申請を行い当社が認める場合に限り発行し、会員の届出住所に郵送します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。

6.支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等ができるものとします。

7.当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの内容について異議のないものとします。

8.当社は、前項に定める支払債務への充当によらず会員に返金する場合、原則として、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又は会員から他の方法による返金の申し出を受け当社が認めた場合には、その方法によるものとします。

第16条(日本国外の利用代金の円への換算)

1.海外で本カードを利用した代金の円貨への換算は、国際ブランド所定のレートが適用されるものとし

ます。

2. カードショッピングの換算に際しては、海外利用にかかわる事務処理コストとして、当社所定の事務処理の手数料を加算するものとします。

第 17 条（支払債務の充当順序）

会員が支払った金額が本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、特に通知なくして、当社が適当と認める順序、方法により、いずれかの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払の支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。

第 18 条（手数料率、利率の変更）

1. 当社は、別に定める分割払及びリボルビング払の手数料率、遅延損害金の利率（以下総称して「基準料率」といいます。）を、金融情勢等の変化により、変更することができるものとします。なお、変更後の基準料率については、会員に通知するものとします。
2. 本規約の定めにかかわらず、当社から変更後の基準料率を通知した後は、変更後の利用分に対してのみ、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

第 19 条（費用等の負担）

会員は、当社に対するカード利用による支払金の支払に要する以下に定める費用を負担するものとします。

1. 会員は、支払を遅滞したことにより当社が振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として、当社所定の手数料を別に支払うものとします。なお、当該手数料は、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法でお知らせします。
2. 会員は、返済を行う際の ATM 手数料及び振込手数料・収納手数料（コンビニエンスストアでの支払など）を負担するものとします。ただし、当社が認める支払方法については免除するものとします。
3. 会員は、当社より本規約第 24 条第 1 項第 2 号に基づく書面による催告を受けた場合は、当該催告に要した費用を負担するものとします。
4. 会員が貸金業法又は割賦販売法で定める書面の再発行を希望する場合には、当社所定の手数料を支払うものとします。
5. 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます。）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第 20 条（本カードの紛失・盗難、偽造、再発行）

1. 会員が本カード又はカード情報の紛失、盗難等で他人に不正使用された場合、その本カード又はカード情報の使用に起因して生じる一切の支払債務については本規約を適用し、全て会員が責を負うものとします。ただし、会員が紛失、盗難等の事実を直ちに当社に直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届け、かつ所定の届出書を当社に提出し、当社が認めた場合、当社がその連絡を受理した日の 60 日前以降発生した損害については、当社がその支払の全部又は一部を免除します。この場合、会員は損害の

補填を請求する際、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補填に必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

2. 前項ただし書の定めにかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。

- (1) 紛失、盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合
- (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合
- (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合
- (4) 本規約に違反している状況において紛失、盗難等が生じた場合
- (5) 紛失、盗難等が虚偽の場合
- (6) 会員が当社の請求する書類の提出を拒み又は提出した書類に虚偽の申請をした場合又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合
- (7) 暗証番号その他会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下「暗証番号」といいます。）を使用するカード利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえでカード利用が行われた場合

3. 本条第 1 項ただし書に定める支払免除の規定は、本条第 1 項に定める当社への連絡が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な使用が最初に行われた日）から 2 年を経過する日より後に行われた場合には適用されないものとします。

4. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払の責を負わないものとします。ただし、暗証番号取引の場合はこの限りではありません。

5. 前項にかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払の責を負うものとします。

6. 会員は、当社等が行う偽造カードの使用に係る被害状況の調査に対し協力するものとします。

7. 本カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。

第 21 条（会員の再審査）

当社は、会員の適格性、本カード利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、当社は、必要に応じ、再審査の資料として、法令等で定められた年収証明書等の資料の提出又は運転免許証、パスポート、健康保険証等（以下、「運転免許証等」といいます。）の記号番号の提供を求める場合があります。会員は、当社からの求めがあった場合には、これに応ずるものとします。

第 22 条（カード利用の停止、会員資格取消し）

1. 会員が、支払を怠る等本規約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、会員のカード利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適当又は不審があると当社が認めた場合、会員が前条の再審査に協力しない場合、再審査の結果によりカード利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、不正被害を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、その他当社が必要と判断した場合には、

当社は会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。

- (1) カードの利用断り
- (2) カードの利用停止（カードショッピングの全部又は一部の利用停止及びカード付帯サービス・機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）
- (3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知
- (4) 当社が必要と認めた法的措置

2. 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。

3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合又は当社が該当したと判断した場合は、会員に通知することなく会員資格を取り消すことができ、加盟店等に当該カードの無効を通知又は登録することがあります。

- (1) 会員がヤフーから Yahoo! JAPAN ID を削除された場合
- (2) 会員が本カードの申込、その他当社への申込等で虚偽の申告をした場合
- (3) 会員が本規約のいずれかに違反した場合
- (4) 会員が支払債務の履行を怠った場合
- (5) 差押・破産・民事再生申立・取引停止処分があった場合等会員の信用状態が著しく悪化した場合
- (6) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が認めた場合
- (7) 本規約第 25 条第 1 項又は第 2 項に違反した場合
- (8) 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- (9) 前条の再審査によりカード利用の継続が不適当であると当社が認めた場合
- (10) 会員が会員として当社から複数枚のカードが貸与され、他のカードについて本項の各号に記載したいずれかに該当する事由が生じた場合
- (11) 法令で定める本人確認ができない場合

4. 前項の場合、会員は、本カードを直接当社宛若しくは加盟店等を通じて返却するほか、当社所定の方法により、直ちに当社に本カードを返却し又は会員の責任において本カードを廃棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当社に対する未払債務を支払うものとします。また、当社が本カードの回収に要した一切の費用も会員が負担するものとします。

5. 会員は、会員資格の取消後であっても、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。

6. 悪用被害を回避するために当社が必要と認めた場合、会員は本カードの差替に協力するものとします。

7. 会員は、本カードが機能停止した場合には、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスを利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 23 条（退会）

1. 会員は、当社所定の退会手続を行うことによりいつでも退会することができるものとします。

2. 会員は、退会する場合、直ちに当該カードを当社へ返却するか、又は、会員の責任において破棄するものとします。

3. 会員は、当社又はサービス提携先が提供する付帯サービスについて、退会した時点で利用できなくな

る場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

4. 当社は、会員が退会する場合、支払日にかかわらず支払債務全額を直ちに請求できるものとします。ただし、当社が認める場合は、通常の支払方法によるものとします。また、会員は、未払債務を完済した時点で退会となることを承諾するものとします。

5. 会員は、当社所定の退会手続を行った後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等（当社に新たに到着した売上情報を含みます。）について、本規約に基づきその支払の責任を負うものとします。

6. 当社は、当社が定めた期間本カードを利用しなかったことにより新しい有効期限の本カードを送付せず、一定期間経過した本カードについて、カード利用可能枠の減枠又はカード利用の停止ができるものとします。また、未払債務がない場合には退会の手続ができるものとします。

第 24 条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、何らの通知、催告を受けることなく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。

（1）会員がカードショッピング（ただし、1 回払に限ります。）を利用した場合において、当該支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき

（2）会員がカードショッピングを利用した場合において、支払日に分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を遅滞し、当社から 20 日以上 of 相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき

（3）前号にかかわらず、会員の本カードの利用が指定権利以外の権利の購入及び割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引において、会員が分割払の分割支払金、ボーナス払の支払分又はリボルビング払の弁済金の支払を 1 回でも遅滞したとき

（4）会員が自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したことを当社が知ったとき

（5）会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立を受けたことを当社が知ったとき（ただし、信用に関しないものは除きます。）

（6）会員が滞納処分又は銀行取引停止処分を受けたことを当社が知ったとき

（7）会員が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生開始の申立を受けたこと、又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき

（8）会員が債務整理のための和解、調停等の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたことを当社が知ったとき

（9）当社が会員について債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知を受けたとき

（10）会員が購入した商品（権利を含みます。）の質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたことを当社が知ったとき

（11）当社が会員資格を取消したとき

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当するときには、当社の請求により当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。

（1）会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき

(2) カードの債務とは異なる会員の債務の保証を当社がしているときに、当社が保証先に保証の中止若しくは解約の申入れをしたとき又は保証先から保証債務履行の請求を受けたとき

(3) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき

(4) 会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来において該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 会員自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 会員は、会員が、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。

4. 当社は、会員が第1項若しくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本カードの利用を一時的に停止することができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

5. 会員が第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。

6. 前二項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前二項の適用により、会員に損害等が生

じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

7. 第5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第26条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、勤務先、職業、連絡先、メールアドレス、支払口座、暗証番号、年収、取引を行う目的その他の会員が当社に届け出た事項（以下総称して「属性情報」といいます。）に変更が生じた場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、属性情報に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあり、会員は、当社の当該取扱いについて異議を述べないものとします。

3. 第1項の届出を怠ったために当社からの通知、送付書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第27条（書類の提出等の同意）

1. 当社は、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合、会員から所定の書類の提出を求めることがあり、会員はこれに協力するものとします。

2. 当社は、定期・不定期に会員に対して当社が必要とする運転免許証等・住民票・年収証明等本人確認又はカード利用確認のための書類の提出を求めることがあり、会員はこれに協力するものとします。

第28条（住民票等の取得）

会員は、本申込に係る審査のため、再審査のため又は与信後の管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員の住民票等を当社が取得し利用することを承諾するものとします。

第29条（債権譲渡の承諾）

1. 会員は、当社が会員に対して有する本契約に基づく債権を、必要に応じて金融機関又は債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること及び当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けることについて、あらかじめ承諾します。

2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、第39条に基づく支払停止の抗弁は、この限りではありません。

第30条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第 31 条（規約の変更）

1. 会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要がある場合には、当社が本規約を変更することがあることを承諾するものとします。
2. 当社は本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、当社所定のウェブサイト又は会員サイトで告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、会員が本規約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本規約の変更日以降に会員が本カードを利用した場合には、会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本規約を適用します。
3. 会員が本規約を承諾しない場合には、会員又は当社から解約することができるものとし、カード利用開始前に貸与した本カードを切断する等廃棄したうえで、当社所定の手続により退会するものとします。
4. 前三項は、第 2 条に定める各サービス規約、第 9 条に定める付帯サービス等のうち当社が提供する付帯サービス等の利用に関する規定等、その他本規約に付随する特約等にも適用されるものとします。

第 32 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 2 章

カードショッピング条項

第 33 条（カードショッピングの利用方法）

1. 会員は、本規約を承諾のうえ、加盟店で本カードを提示し所定の売上票に本カードと同一の自己の署名を行うことによりカードショッピングができるものとします。
2. 加盟店に設置された端末機で、当社所定の手続を行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。また、電子商取引、通信販売、電話予約販売等当社が認めた場合には、会員は当社が指定する方法により会員の本カードの提示、売上票への署名等を省略できるものとします。この場合、暗証番号又は本カード裏面若しくは会員サイトに記載されたコード等の照合を行うことがあります。また、当社が認めた場合には、本カードの提示を省略し、これに代わる方法をとる場合があります。
3. 当社又は当社の提携クレジットカード会社若しくはこれらの提携先（以下「提携会社」といいます。）と加盟店との契約が立替払契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、当該加盟店に対し、当社又は提携会社が直接立替払いをすることを委託し、或いは立替払いをした結果発生した債権を提携会社、国際ブランド会社と提携したクレジットカード会社を経由して、当社に譲渡し、又は当該債権について立替払いをすることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。会員は、カードショッピングの支払金（カードショッピングの利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。
4. 当社又は提携会社と加盟店との契約が債権譲渡契約の場合、会員は、カードショッピング利用の結果

生じた加盟店の会員に対する債権を、当該加盟店が直接、或いは提携会社、国際ブランド会社と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとし、当該債権譲渡に関して、当該加盟店に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しないものとします。ただし、当社に対し、第 39 条に基づく支払停止の抗弁を主張する場合を除きます。会員は、カードショッピングの支払金（カードショッピングの利用代金に手数料を加算した額）を当社に支払うものとします。

5. 本カードの利用金額、利用状況等の事情によっては、本カードの利用について都度当社の承認が必要となります。この場合、会員は、当社が加盟店から照会を受けることがあり、当社が必要と認めた事項に限り、加盟店等に回答することをあらかじめ承諾するものとします。

6. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、端末機等を通じ、会員のカード利用を保留し、加盟店からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

7. カードショッピングを取り消す場合は、取消用の売上票に自己の署名を行う等所定の手続によるものとします。

8. 会員は、通信料金等、当社所定の継続的サービスについて、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、利用することができるものとします。なお、会員は、会員番号、有効期限に変更が生じた場合、当該加盟店の要請により、当社が変更内容を当該加盟店に通知することをあらかじめ承諾するものとします。

9. 会員は、換金を目的として商品・サービス等の購入等にクレジットカード利用可能枠を利用することはできないものとします。

10. 会員は、現金化を目的として現行紙幣・貨幣の購入等にクレジットカード利用可能枠を利用することはできないものとします。

第 33 条の 2（本人認証を用いた本カードの利用）

1. 加盟店の中には、加盟店が運営するウェブサイトでカードショッピングの決済をオンラインで行う際に、会員に対し、カード番号・有効期限等の入力に加え、当該ウェブサイトから誘導されたウェブサイトにおいて、あらかじめ登録したパスワード又はワンタイムパスワードの入力による認証手続を要求する加盟店（以下「3D セキュア加盟店」といいます。）があります。

2. 会員が 3D セキュア加盟店でカードショッピングを行う場合、会員は、あらかじめ登録したパスワード又は当社に登録された会員の携帯電話番号宛にショート・メッセージ・サービス（以下「SMS」といいます。）を用いて送信されたワンタイムパスワード（以下併せて「ワンタイムパスワード等」といいます。）を入力して本人認証手続を行うものとし、ワンタイムパスワード等による本人認証が行われない場合には本カードの利用ができない場合があることを承諾するものとします。ただし、3D セキュア加盟店との取引であっても、その内容等に応じてワンタイムパスワード等の入力が求められない場合があります。

3. 会員は、前項の 3D セキュア加盟店における本人認証で当社に登録された携帯電話番号が用いられること、当該携帯番号宛に SMS でワンタイムパスワードが送信されることを認識し、厳重に携帯電話番号及びワンタイムパスワードを管理するものとし、携帯電話番号が変更になった場合には、速やかに当社

に届け出るものとします。

4. 会員が前項の規定に違反し、会員以外の者に本カードが利用された場合、それにより生じる一切の債務については、すべて会員が責任を負うものとします。

第 34 条（商品の所有権）

会員は、商品の所有権について、当社が加盟店に立替払したこと又は加盟店が債権を当社に譲渡したことにより加盟店から当社に移転し、立替払契約及び債権譲渡契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

（1）善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。

（2）商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第 35 条（カードショッピングの支払方法）

1. カードショッピングのカード利用代金の支払方法は、1 回払、分割払、リボルビング払（残高スライド方式）、ボーナス併用分割払、ボーナス併用リボルビング払、ボーナス 1 回払及びボーナス 2 回払とし、カード利用の際に指定した方法とします。ただし、1 回払以外の支払方法は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が当社の認めた加盟店で指定できるものとします。また、日本国外の加盟店でのカードショッピングの利用は、1 回払となります。ただし、会員が当社所定の方法により申出をし、当社が適当と認めた場合には、リボルビング払いにすることがあります。

2. カードショッピングの利用代金は、毎月締切日（カードショッピングの利用が電話料金等の継続的に発生する代金の場合は、加盟店が指定する毎月又は毎年一定の日を利用日として取り扱います。）で締め切り、以下次の各号に定める方法により算定したカードショッピングの支払金を翌月の支払日に支払うものとします。ただし、事務上の都合により支払月が遅れることがあります。

（1）会員が 1 回払を指定した場合は、利用代金を翌月に一括して支払うものとします。なお、この場合手数料はいただきません。

（2）会員がボーナス 1 回払を指定したときは、利用代金を会員の指定月（夏期 6 月、7 月、8 月、冬期 12 月、1 月のいずれかの月）に一括して支払うものとします。なお、この場合手数料はありません。ただし、加盟店により利用できない場合があり、利用できる期間、金額、選択できる支払月については、加盟店により制限があります。

（3）会員がボーナス 2 回払を指定したときは、利用代金と手数料を合算した額の 2 分の 1 ずつ（1 円未満の端数が発生する場合には初回に算入します。）を会員の指定月（夏期 6 月、7 月、8 月、冬期 12 月、1 月のいずれかの月）に支払うものとします。ただし、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。

（4）会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の締切日時点のリボルビング利用残高（以下「利用残高」といいます。）に基づく支払元金（ただし、支払元金を取り決めた金額以下となる場合は残金全額となります。）に手数料を加算した金額（以下「弁済金」といいます。）を会員は支払う（ただし、会員が支払日前に弁済金を支払った場合でも当社が請求した手数料全額をいただきます。）ものとします。ボーナス

併用リボルビング払を指定した場合、ボーナス月は、夏期 6 月、7 月、8 月のいずれかと、冬期 12 月、1 月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、会員が当社に届け出るものとします。また、会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の増額又は会員が指定した請求月のみ支払元金の増額による支払ができるものとします。ただし、会員が指定した請求月のみ支払元金の増額をした場合において、会員が当該増額に係る支払金の弁済を怠ったときには、当社は増額の申出が撤回されたものとみなし、増額前の元金及びこれに附随する手数料・遅延損害金のみを請求対象とすることができます。なお、手数料は、当社所定の手数料率により月割りで計算した額となり、弁済金の具体的算定例は、本規約の末尾に記載するとおりとします。

(5) 会員が分割払を指定した場合、支払総額は、利用代金に別に定める手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金の単位は 1 円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。ボーナス併用分割払を指定した場合、ボーナス月は、夏期 6 月、7 月、8 月のいずれかと、冬期 12 月、1 月のいずれかの組合せとし、加算月及び加算額は、会員が当社に届けるものとします。なお、ボーナス月の支払は最初に到来したボーナス月より支払うものとします。ボーナス月の分割支払金は均等分割支払金とボーナス月加算額との合計とします。なお、ボーナス月加算総額は利用代金の 50% 以内とします。また、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は本規約の末尾に記載するとおりとします。(ただし、加盟店により手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)

3. 会員が支払方法の変更を当社所定の方法により申し出、当社が認めた場合には、支払方法を変更することができるものとします。この場合、会員は、本条記載の変更後の支払方法により支払うものとします。

4. 本条第 2 項第 3 号又は第 5 号の場合において、利用代金と手数料を合算した額を支払回数で除した金額が 1 円未満となるときは、当社は当該利用代金を翌月に一括して請求するものとし、会員はこれを支払うものとします。(この場合、当該カード利用にかかわる手数料は請求いたしません。)

5. 会員は、当社所定の方法により国内外の加盟店で 1 回払として利用された売上情報を当社に到着した時点でリボルビング払に変更して会員に請求するサービス(当社所定のサービス名を付すものとする)に申し込むことができるものとし、当社が適当と認めた場合には、当該サービスを利用できるものとします。なお、リボルビング払に変更する時点でショッピング 1 回払以外利用可能枠又はリボルビング払利用可能枠を超過した場合、当該サービスは適用されず 1 回払となるものとします。また、次の各号に定める取引については当該サービスの対象となりません。

- (1) 翌月 1 回払以外のカードショッピング
- (2) 年会費(提携先が会員に請求する年会費等を含みます。)
- (3) 当社が当該サービスの取扱いが不適当と認めた加盟店での利用

第 36 条(遅延損害金)

1. 会員がカードショッピングの支払金(以下本条において「支払金」といいます。)を遅滞した場合は、支払日の翌日から支払済の日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率(年 365 日とする日割計算。ただし、うるう年は年 366 日とします。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

- (1) 分割払又はボーナス払であり、かつ商品や指定権利の購入又は役務の受領にかかわる取引について

は、当該支払金に対し、年 14.6%を乗じた額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第 13 条第 3 項、第 14 条第 6 項又は前条第 4 項により当社が翌月に一括して請求した取引については、除きます。

(2) 前号以外の取引及び割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引については、当該支払金に対し、年 14.6%を乗じた額。

2. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 前項第 1 号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。

(2) 前項第 2 号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 14.6%を乗じた額。

3. 当社は、遅延損害金を次回以降のご利用代金、手数料、利息のお支払いと合算して請求することができるものとします。ただし、当社の判断により次回以降の支払時以外のときに請求することがあり、会員はこれを承認することとします。

第 37 条（早期完済の場合の特約）

会員は、当初の契約のとおり分割払を履行している場合には、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは早期完済をすることもできます。この場合の支払金額は下記計算式により算出した金額とします。

未払分割支払金合計－期限未到来の分割払手数料＋早期完済手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された金額とします。また早期完済手数料は、期限未到来の手数料に対し、10%を超えない範囲の当社所定の割合を乗じた金額とします。

第 38 条（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引き渡された商品・権利又は提供された役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、直ちに加盟店に対して商品、権利の交換又は役務の再提供を申し出るか、又は当該売買契約、役務提供契約（以下「売買契約等」といいます。）の解除ができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は、会員は速やかに当社に対してもその旨を通知するものとします。

第 39 条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、以下の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利、役務について、当社に対する支払を停止することができるものとします。

(1) 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ。）がなされない場合

(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵がある場合

(3) その他商品の販売や役務の提供について、加盟店等に対して生じている抗弁事由がある場合

2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出た場合は、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をする場合は、あらかじめ第1項の事由の解消のため、加盟店等と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申出をした場合は、速やかに第1項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
- (1) 本カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
 - (2) 本カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - (3) 1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。ただし、リボルビング払の場合は1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - (4) 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
 - (5) 日本国外で本カードを利用したとき。
 - (6) 当社の債権を侵害する行為をしたとき。
 - (7) 本条第1項各号の事由が会員の責に帰すべきとき。
6. 会員からの抗弁の申出がリボルビング払に係るものであるとき、当社は、当該抗弁事由の存する商品等の代金相当額をリボルビング払に係る債務の残高から控除した額を基に算出した弁済金について、会員に請求できるものとします。

以上

【カードショッピングについて】

1. リボルビング払の利用可能枠及び手数料率

利用可能枠	当社が審査し決定した枠
手数料率	実質年率 18.00%
返済期間	原則として毎月末日締切、翌月 27 日払
遅延損害金	年率 14.6%の割合

2. リボルビング払の支払元金（残高スライド方式）

利用残高	支払元金
200,000 円以下	3,000 円～10,000 円

200,000 円超～500,000 円以下	10,000 円～20,000 円
500,000 円超～1,000,000 円以下	10,000 円～30,000 円
1,000,000 円超	10,000 円～60,000 円

※月末利用残高により支払月の支払元金が決まります。

※最低支払元金は、当社所定の方法により変更することができます。

※支払元金を取り決めた金額以下になる場合には、利用残高全額が支払元金となります。

3. リボルビング払の支払例

（支払例）1 月 1 日に 205,000 円の商品を購入

締切日末日、支払日翌月 27 日に口座振替、実質年率 18.00%、支払元金が 20 万円超で 1 万円、20 万円以下で 3 千円の場合

1 月	リボルビングの利用	205,000 円
	締切日のご利用残高	205,000 円
2 月	支払元金	10,000 円
	手数料	$205,000 \text{ 円} \times 18.00\% \div 12 = 3,075 \text{ 円}$
	弁済金	13,075 円
	当月締切日の利用残高	195,000 円
3 月	支払元金	3,000 円
	手数料	$195,000 \text{ 円} \times 18.00\% \div 12 = 2,925 \text{ 円}$
	弁済金	5,925 円
	当月締切日の利用残高	192,000 円

※手数料の計算において、小数点以下の場合には切り捨てになります。

4. 分割払の支払回数表

支払回数 (回)	支払期間 (カ月)	実質年率 (%)	利用代金 100 円 あたりの手数料 (円)
3	3	12.19	2.04
5	5	13.49	3.40
6	6	13.85	4.08
10	10	14.57	6.80
12	12	14.73	8.16
15	15	14.87	10.20
18	18	14.93	12.24
20	20	14.95	13.60
24	24	14.95	16.32
30	30	14.90	20.40
36	36	14.81	24.48
48	48	14.60	32.64

※ボーナス併用払の場合には実質年率が異なることがあります。

※2 回払の場合には、支払回数 2 回、支払期間 2 カ月、実質年率 0.0%となります。

5. 分割払の支払例

(支払例) 利用代金 30 万円の商品を 10 回払で購入

	金額	計算方法
手数料	20,400 円	$300,000 \text{ 円} \times 6.80 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}$
支払総額	320,400 円	$300,000 \text{ 円} + 20,400 \text{ 円}$
分割支払金 (月々の支払金)	32,040 円	$320,400 \div 10 \text{ 回}$

※分割支払金の単位は 1 円となり、1 円未満の端数は初回に算入します。

※端数の調整により実質年率が異なることがあります。

6. ボーナス払の手数料率

	実質年率	支払回数	支払期間
ボーナス 1 回払	0.0%	1 回	2～6 カ月
ボーナス 2 回払	13.89%	2 回	5～12 カ月

※ボーナス 2 回払の利用代金 100 円あたりの手数料は 3.5 円とします。

※支払月や端数の調整により実質年率が異なることがあります。

7. ボーナス払の支払例

（支払例）4 月 1 日に利用代金 30 万円の商品をボーナス 2 回払（支払月：7 月・12 月）で購入した場合の手数料

$300,000 \text{ 円} \times 3.5 \div 100 = 10,500 \text{ 円}$

支払総額 $300,000 \text{ 円} + 10,500 \text{ 円} = 310,500 \text{ 円}$

1 回あたりの分割支払金 $310,500 \text{ 円} \div 2 = 155,250 \text{ 円}$

※ボーナス分割支払金の単位は 1 円となり、1 円未満の端数は初回に算入します。

以上
2022 年 4 月 1 日

PayPay あと払い会員特約

第 1 条（適用）

- PayPay あと払い会員特約（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay 利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する PayPay あと払い（QR コード等を利用して PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。
- 本特約は、PayPay あと払いの利用に際して、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約、個人情報の取扱いに関する同意条項及びこれらに付随する各サービス規約等（以下、総称して「PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約等」といいます。）に補充的に適用されるものであり、本特約会員には、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約等が引き続き適用されます。なお、本特約にて用いる用語は、本特約にて特に定義した場合を除き、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約等の定めに従います。

第2条（PayPay あと払いの概要）

1. 本特約会員が当社所定の方法で登録を行うことにより、PayPay アプリの支払方法として PayPay あと払いが追加されます。
2. 本特約会員は、PayPay の加盟店で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。
3. PayPay あと払いの会員メニュー（以下、「会員メニュー」といいます。）上には、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）の利用情報や属性情報、カード情報（氏名、会員番号及びカードの有効期限等）（2022 年 4 月以降に PayPay カードの貸与を受けている利用者に限る。）等が表示されます。

第3条（利用条件及び留意点等）

本特約会員は、PayPay あと払いの利用にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。

- (1) PayPay あと払いの利用には PayPay アカウントの発行・維持が必要です。
- (2) 別途、当社が定める「PayPay あと払い会員メニュー利用者規定（PayPay あと払い特約会員用）」「電磁化書面規定（割販）（PayPay あと払い特約会員用）」「電磁化書面規定（貸金）（PayPay あと払い特約会員用）」に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることに承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。

第4条（提供サービスと利用）

1. 本特約会員は、当社からの PayPay あと払いの利用に関するご案内、注意事項、その他別途定める規定等がある場合はそれに従うものとし、違反した場合、PayPay あと払いを利用できない場合があります。
2. PayPay あと払いに付随する、ヤフー株式会社（以下「ヤフー」といいます。）、PayPay 及び両社と提携するサービス提供会社（以下総称して「各サービス提供者」といいます。）が提供するサービス並びにその内容については、各サービス提供者がホームページ等その他各サービス提供者所定の方法により本特約会員に通知又は公表します。本特約会員は、各サービス提供者が提供するサービスを利用する場合、各サービス提供者の規定に従うものとします。

第5条（PayPay 残高利用規約の適用）

本特約会員が PayPay あと払いを利用した場合、PayPay の定める「PayPay 残高利用規約」（<https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/>）に従い、PayPay ポイントが付与されます。

第6条（通信端末機器等の管理責任）

1. PayPay あと払いを利用するために必要な通信携帯端末機器及びソフトウェア等（以下、「通信端末機器等」といいます。）、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は本特約会員の負担と責任において行うものとします。

2. 本特約会員は、会員メニューを利用する自己の占有又は管理下にある通信端末機器等及び当該通信端末機器等に自ら設定したパスワード、暗証番号その他の本人認証方法等（以下「パスワード等」といいます。）、並びに通信端末機器等に表示されるカード情報の管理につき、善良なる管理者の注意義務を自ら負うものとしします。
3. 本特約会員は、通信端末機器等又は PayPay アカウント（PayPay ID その他の本人認証方法等を含みます。）を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供したり、パスワード等の情報及びカード情報を理由の如何を問わず預託・提供したりすることは一切できません。
4. 本特約会員は、前三項への違反その他通信端末機器等、パスワード等又はカード情報の管理不十分及びこれらに起因する第三者による PayPay あと払いの利用又は本特約会員による使用上の過誤その他これらに準じる全ての事由によって本特約会員に生じた損害であっても自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとしします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。
5. 当社は、通信端末機器等を通じた PayPay あと払いの提供に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性、最新性、継続性、通信端末機器等への適合性、動作性、安全性等を保証するものではありません。また当社は、当社に故意又は過失に基づく債務不履行があるときを除き、通信端末機器等を通じた PayPay あと払いの利用により発生した本特約会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、通信端末機器等を通じて PayPay あと払いを利用できなかったことにより発生した本特約会員又は第三者の損害に対し、損害賠償義務その他いかなる責任も一切負わないものとしします。

第7条（通知等）

1. 本特約会員は、PayPay あと払いの利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとしします。
2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、PayPay あと払いに関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとしします。
3. 本特約会員は、当社からの通知を受領することのできるよう通信端末機器等を利用及び管理するものとしします。通信端末機器等を通じて当社からの通知を受領することのできない状態に置かれている場合、本特約会員において当該通知を通常受領されるべき時に受領したとみなされるものとしします。
4. 当社は、本特約会員に対し、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログイン中、ヤフーのウェブサイト又は PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において、PayPay あと払いの利用に関する案内、通知等の発送状況等に関する案内、請求額の案内、その他必要事項を通知することがあります。本特約会員は、当該通知に関して善良なる管理者の注意をもって管理・受領するものとし、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログインされた状態で、本特約会員以外の第三者が表示された通知等を閲覧することなどにより本特約会員に発生した損害について、当社は一切責任を負わない

ものとします。

第8条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等）

1. 本特約会員は、通信端末機器等及びパスワード等が紛失・盗難等にあった場合、又は第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、PayPay アカウントからのログアウト又はパスワード等の無効化等、損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。また、当社からの指示がされた場合には、本特約会員は、これに従うものとします。ただし、当社への連絡は、本特約会員を免責するものではないものとします。
2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay あと払いの不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとします。ただし、不正利用につき警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類、情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。
3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
 - (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合
 - (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合
 - (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合
 - (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合
 - (5) 本特約会員が本特約に違反している場合
 - (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合
 - (7) 本特約会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合
 - (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下、「暗証番号」といいます。）を使用する PayPay あと払いの利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay あと払いの利用が行われた場合
 - (9) 本特約会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合
 - (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合
 - (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合
4. 本条第 2 項ただし書に定める支払免除の規定は、本条第 2 項に定める当社への連絡が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る不正な使用が最初に行われた日）から 2 年を経過する日より後に行われた場合には適用されないものとします。

第9条（PayPay あと払いの利用停止、本特約会員資格取消し）

8. 本特約会員が、本特約に違反し若しくは違反するおそれがある場合、本特約会員の PayPay あと払

いの利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適當又は不審があると当社が認めた場合、PayPay あと払いの利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、本特約会員本人の同一性に関し疑義が生じた場合、PayPay あと払い又は通信端末機器等の第三者による不正利用を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）の利用が停止された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本特約会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。

- (1) PayPay あと払いの利用をお断りすること
 - (2) PayPay あと払いの利用を停止（PayPay あと払いの全部又は一部の利用停止、並びに、付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）すること
 - (3) 加盟店等に対し PayPay あと払いの無効を通知すること
 - (4) 当社が必要と認めた法的措置をとること
 - (5) PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）の利用をお断り又は利用を停止する（PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）の全部又は一部の利用停止、並びに、付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）こと
9. 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
10. 当社は、本特約会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本特約会員に通知することなく本特約会員資格又は PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員資格の一方又は両方を喪失させることができ、加盟店等に PayPay あと払いの無効を通知又は登録することがあります。
- (1) 本特約会員が PayPay から PayPay アカウントを削除された場合
 - (2) 本特約会員が PayPay あと払いの登録、その他当社への申し込み等で虚偽の申告をした場合
 - (3) 本特約会員が本特約のいずれかに違反した場合
 - (4) PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員資格を取り消された場合（退会した場合を含みます。）
 - (5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、本特約会員の PayPay あと払いの利用状況が不適當若しくは不審があると当社が認めた場合
11. 本特約会員は、PayPay あと払いの機能が停止した場合には、当社又は各サービス提供者が提供する付帯サービス等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 10 条（退会）

1. 本特約会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも PayPay あと払いを退会することができます。ただし、PayPay あと払いを退会しても PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員は退会されません。
2. PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員を退会すると、PayPay あと払いも退会となります。
3. 本特約会員は、当社又は各サービス提供者が提供する付帯サービス等について、PayPay あと払いを退会した時点で利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 11 条（本特約の変更）

1. 本特約会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本特約を変更する必要がある場合には、当社が本特約を変更することがあることを承諾するものとします。
2. 当社は、本特約の一部若しくは全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、当社所定のウェブサイト又は会員メニューその他当社所定の方法により本特約会員にその内容をお知らせします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、本特約会員が本特約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本特約の変更日以降に本特約会員が PayPay あと払いを利用した場合には、本特約会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本特約を適用します。
3. 本特約会員が変更後の本特約を承諾しない場合には、本特約会員又は当社から PayPay あと払いを退会することができるものとします。

以上
2022 年 4 月 1 日

PayPay あと払い会員特約（PayPay カード会員用）

第 1 条（適用）

1. PayPay あと払い会員特約（PayPay カード会員用）（以下、「本特約」といいます。）は、PayPay カード会員（以下、「本会員」といいます。）のうち、PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）が定める「PayPay 利用規約」に同意し PayPay アカウントを保有したうえで、PayPay カード株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する PayPay あと払い（QR コード等を利用して PayPay カード情報を用いてクレジット決済を行うことのできるサービスをいいます。）に当社所定の方法により登録した本会員（以下、「本特約会員」といいます。）に適用されます。
2. 本特約は、PayPay あと払いの利用に際して、PayPay カード会員規約、PayPay カード個人情報の取扱に関する同意条項及びこれらに付随する各サービス規約等（以下、総称して「PayPay カード会員規約等」といいます。）に補充的に適用されるものであり、本特約会員には、PayPay カード会員規約等が引き続き適用されます。なお、本特約にて用いる用語は、本特約にて特に定義した場合を除き、PayPay カード会員規約等の定めに従います。

第 2 条（PayPay あと払いの概要）

1. 本特約会員が当社所定の方法で登録を行うことにより、PayPay アプリの支払方法として PayPay あと払いが追加されます。
2. 本特約会員は、PayPay の加盟店で商品の購入やサービスの提供を受けることができます。
3. PayPay あと払いの会員メニュー（以下、「会員メニュー」といいます。）上には、PayPay カードの利用情報や属性情報、カード情報（氏名、会員番号及びカードの有効期限等）等が表示されます。

第3条（利用条件及び留意点等）

本特約会員は、PayPay あと払いの利用にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。

(1) PayPay あと払いの利用には PayPay アカウントの発行・維持が必要です。

(2) 別途、当社が定める「PayPay あと払い会員メニュー利用者規定 (PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約)」「電磁化書面規定 (割販) (PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約)」に基づき、当社が交付する明細書等の書面（法令等で交付が必要な書面を含みます。）を電磁的方法で提供を受けることに承諾し、電磁的方法にてその内容の確認をするものとします。

第4条（提供サービスと利用）

1. 本特約会員は、当社からの PayPay あと払いの利用に関するご案内、注意事項、その他別途定める規定等がある場合はそれに従うものとし、違反した場合、PayPay あと払いを利用できない場合があります。
2. PayPay あと払いに付随する、ヤフー株式会社（以下、「ヤフー」といいます。）、PayPay 及び両社と提携するサービス提供会社（以下、総称して「各サービス提供者」といいます。）が提供するサービス並びにその内容については、各サービス提供者がホームページ等その他各サービス提供者所定の方法により本特約会員に通知又は公表します。本特約会員は、各サービス提供者が提供するサービスを利用する場合、各サービス提供者の規定に従うものとします。

第5条（PayPay 残高利用規約の適用）

本特約会員が PayPay あと払いを利用した場合、PayPay の定める「PayPay 残高利用規約」（<https://about.paypay.ne.jp/terms/consumer/rule/balance/>）に従い、PayPay ポイントが付与されます。

第6条（通信端末機器等の管理責任）

1. PayPay あと払いを利用するために必要な通信携帯端末機器及びソフトウェア等（以下、「通信端末機器等」といいます。）、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は本特約会員の負担と責任において行うものとします。
2. 本特約会員は、会員メニューを利用する自己の占有又は管理下にある通信端末機器等及び当該通信端末機器等に自ら設定したパスワード、暗証番号その他の本人認証方法等（以下、「パスワード等」といいます。）、並びに通信端末機器等に表示されるカード情報の管理につき、善良なる管理者の注意義務を自ら負うものとします。
3. 本特約会員は、通信端末機器等又は PayPay アカウント（PayPay ID その他の本人認証方法等を含みます。）を他人に貸与・寄託・預入・譲渡・質入又は担保提供したり、パスワード等の情報及びカード情報を理由の如何を問わず預託・提供したりすることは一切できません。
4. 本特約会員は、前三項への違反その他通信端末機器等、パスワード等又はカード情報の管理不十分及びこれらに起因する第三者による PayPay あと払いの利用又は本特約会員による使用上の過誤その他これらに準じる全ての事由によって本特約会員に生じた損害であっても自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きま

す。

5. 当社は、通信端末機器等を通じた PayPay あと払いの提供に関し、その完全性、正確性、適用性、有用性、最新性、継続性、通信端末機器等への適合性、動作性、安全性等を保証するものではありません。また当社は、当社に故意又は過失に基づく債務不履行があるときを除き、通信端末機器等を通じた PayPay あと払いの利用により発生した本特約会員の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、通信端末機器等を通じて PayPay あと払いを利用できなかったことにより発生した本特約会員又は第三者の損害に対し、損害賠償義務その他いかなる責任も一切負わないものとしします。

第7条（通知等）

1. 本特約会員は、PayPay あと払いの利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとしします。
2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、PayPay あと払いに関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとしします。
3. 本特約会員は、当社からの通知を受領することのできるよう通信端末機器等を利用及び管理するものとしします。通信端末機器等を通じて当社からの通知を受領することのできない状態に置かれている場合、本特約会員において当該通知を通常受領されるべき時に受領したとみなされるものとしします。
4. 当社は、本特約会員に対し、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログイン中、ヤフーのウェブサイト又は PayPay アプリ上若しくは会員メニューにおいて、PayPay あと払いの利用に関する案内、通知等の発送状況等に関する案内、請求額の案内、その他必要事項を通知することがあります。本特約会員は、当該通知に関して善良なる管理者の注意をもって管理・受領するものとし、Yahoo! JAPAN ID 又は PayPay アカウントにログインされた状態で、本特約会員以外の第三者が表示された通知等を閲覧することなどにより本特約会員に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。

第8条（通信端末機器等・パスワード等の紛失・盗難等）

1. 本特約会員は、通信端末機器等及びパスワード等が紛失・盗難等にあった場合、又は第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、PayPay アカウントからのログアウト又はパスワード等の無効化等、損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるものとしします。また、当社からの指示がされた場合には、本特約会員は、これに従うものとしします。ただし、当社への連絡は、本特約会員を免責するものではないものとしします。
2. 通信端末機器等若しくはパスワード等又は当社に届け出た銀行口座情報その他の PayPay アカウントに関する情報の紛失、盗取等に起因する第三者による PayPay あと払いの不正利用に係る一切の支払債務について、本特約を適用し、全て本特約会員が負担するものとしします。ただし、不正利用につ

き警察署及び当社に届け出るとともに、当社が書類、情報その他証拠となるものの提出を求めた場合には遅滞なくこれに応じ、かつ、当社が認めた場合には、発生日から 60 日以内に当社が連絡を受理した不正利用については、その支払の全部又は一部を免除します。

3. 前項ただし書の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支払免除の対象となりません。
 - (1) 紛失、盗難等が本特約会員の故意又は重大な過失によって生じた場合
 - (2) 本特約会員の家族、同居人、留守人その他本特約会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、本特約会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用した場合
 - (3) 本特約会員が不正利用等に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用等に協力をしていた場合
 - (4) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合
 - (5) 本特約会員が本特約に違反している場合
 - (6) 紛失、盗難等が虚偽である場合
 - (7) 本特約会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に虚偽の申請をし、又は当該申請に虚偽の恐れがある場合、又は当社等が行う不正使用被害調査に協力しない場合
 - (8) 暗証番号その他本特約会員の本人確認のために用いられる番号・記号等（以下、「暗証番号」といいます。）を使用する PayPay あと払いの利用において、使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認したうえで PayPay あと払いの利用が行われた場合
 - (9) 本特約会員が免除の申し出をした日から 1 年以内に再び免除の申し出をした場合
 - (10) 不正利用者の発見及び損害の調査に努力又は協力をしない場合
 - (11) PayPay が定める PayPay 補償制度に関する規約第 3 条各号に該当する場合
4. 本条第 2 項ただし書に定める支払免除の規定は、本条第 2 項に定める当社への連絡が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る不正な使用が最初に行われた日）から 2 年を経過する日より後に行われた場合には適用されないものとします。

第 9 条（PayPay あと払いの利用停止、本特約会員資格取消し）

1. 本特約会員が、本特約又は PayPay カード会員規約等に違反し若しくは違反するおそれがある場合、本特約会員の PayPay あと払い又は PayPay カードの利用状況について、換金目的とした商品購入の疑いがある等不適當又は不審があると当社が認めた場合、PayPay あと払い又は PayPay カードの利用の継続が不適切であると当社が認めた場合、本特約会員本人の同一性に関し疑義が生じた場合、通信端末機器等の第三者による不正利用を未然に防止する必要があると当社が認めた場合、PayPay カードの利用が停止された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本特約会員に通知することなく次の措置をとることができるものとします。
 - (1) PayPay あと払いの利用をお断りすること
 - (2) PayPay あと払いの利用を停止（PayPay あと払いの全部又は一部の利用停止、並びに、付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）すること
 - (3) 加盟店等に対し PayPay あと払い及び PayPay カードの無効を通知すること
 - (4) 当社が必要と認めた法的措置をとること

- (5) PayPay カードの利用をお断り又は利用を停止する（PayPay カードの全部又は一部の利用停止、並びに付帯サービス等及びその機能の全部又は一部の利用停止を含みます。）こと
2. 本特約会員が PayPay から PayPay アカウントを一時停止された場合、PayPay あと払いを利用することができなくなる場合があります。
 3. 第 1 項各号の措置は、加盟店を通じて行われるほか、当社所定の方法によるものとします。
 4. 当社は、本特約会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本特約会員に通知することなく本特約会員資格又は PayPay カード会員資格の一方又は両方を喪失させることができ、加盟店等に PayPay あと払い又は PayPay カードの無効を通知又は登録することがあります。
 - (1) 本特約会員が PayPay から PayPay アカウントを削除された場合
 - (2) 本特約会員が PayPay あと払いの登録又は PayPay カードの申し込みその他当社への申し込み等で虚偽の申告をした場合
 - (3) 本特約会員が本特約又は PayPay カード会員規約等のいずれかに違反した場合
 - (4) PayPay カード会員資格を取り消された場合（退会した場合を含みます。）
 - (5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、本特約会員の PayPay あと払い又は PayPay カードの利用状況が不適当若しくは不審があると当社が認めた場合
 5. 本特約会員は、PayPay あと払い又は PayPay カードが機能停止した場合には、当社又は各サービス提携先が提供する付帯サービス等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 10 条（退会）

1. 本特約会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも PayPay あと払いを退会することができます。ただし、PayPay あと払いを退会しても PayPay カードは退会されません。
2. PayPay カードを退会すると、PayPay あと払いも退会となります。
3. 本特約会員は、当社又は各サービス提供者が提供する付帯サービス等について、PayPay あと払いを退会した時点で利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 11 条（本特約の変更）

1. 本特約会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本特約を変更する必要がある場合には、当社が本特約を変更することがあることを承諾するものとします。
2. 当社は、本特約の一部若しくは全てを変更する場合は、変更内容に応じた期間を設けて、当社所定のウェブサイト又は会員メニューその他当社所定の方法により本特約会員にその内容をお知らせします。なお、当社からその内容をお知らせした後に、本特約会員が本特約の変更日までの間に異議を述べない場合又は本特約の変更日以降に本特約会員が PayPay あと払いを利用した場合には、本特約会員は変更内容を承諾したものとみなして、変更後の本特約を適用します。
3. 本特約会員が変更後の本特約を承諾しない場合には、本特約会員又は当社から PayPay あと払いを退会することができるものとします。

以上
2022 年 4 月 1 日

PayPay 株式会社から PayPay カード株式会社に対する

個人情報の第三者提供に関する同意条項

第 1 条（規約への同意）

PayPay カード株式会社（以下、「PayPay カード」といいます。）の定める PayPay あと払い会員規約第 1 条第 1 項に定める PayPay あと払いの会員になろうとする者（以下、「PayPay あと払い会員」といいます。）、PayPay あと払い会員特約第 1 条第 1 項に定める PayPay あと払い特約会員になろうとする者（以下、「PayPay あと払い特約会員」といいます。）及び PayPay あと払い会員特約（PayPay カード会員用）第 1 条第 1 項に定める PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約会員になろうとする者（以下、「PayPay カード会員向け PayPay あと払い特約会員」といい、「PayPay あと払い会員」及び「PayPay あと払い特約会員」と併せて「会員」といいます。）は、PayPay あと払い（以下、「本サービス」といいます。）の利用手続を開始する際に、「PayPay 株式会社から PayPay カード株式会社に対する個人情報の第三者提供に関する同意条項」に同意するものとします。

第 2 条（サービス分析）

PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）及び PayPay カードは、本サービスに関連する統計情報、その他の情報を蓄積し、また、本サービスのデータを統合して、セキュリティ及び運用の管理、統計の作成・分析、研究及び開発目的で、使用することができるものとします。当該データには、個人情報は含まれません。

第 3 条（個人情報の取扱い）

本サービスへの申込み又は登録に際し、PayPay は、別表記載の利用目的で別表記載の情報を PayPay カードに対して提供します。別表に記載の情報の提供にご同意いただけない場合、本サービスを利用することはできません。

第 4 条（お問い合わせ窓口）

PayPay カードは、別表に基づき提供を受ける個人情報を含め、本サービスの提供にあたり収集、利用する個人情報を、PayPay カードのプライバシーステートメント（<https://www.paypay-card.co.jp/company/privacystatement.html>）に基づき取り扱います。個人情報に関する問い合わせ、開示、訂正、利用停止の請求は PayPay カードの下記窓口に対し行うものとします。

日本国外の個人情報の保管拠点	なし
個人情報に関するお問い合わせ方法	〔相談窓口〕 1. 商品等の問い合わせ、相談は、本サービスを利用された加盟店にご連絡ください。 2. 会員規約についての問い合わせ、相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記お客様相談室まで連絡ください。 3. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止の申出、個人情報の開示・訂正・削除等に関する問い合わせについては、下記お客様相談室まで連絡ください。 お問い合わせ窓口 PayPay カード株式会社 〔本社〕〒102 - 8422 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 〔お客様相談室〕電話番号 092 - 451 - 5971（平日 9:30-17:30） 〔コンタクトセンター〕電話番号 0570-028181（9:30-17:30）
個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求方法	「個人情報保護法等に基づく公表事項」にてご案内しています。 https://www.paypay-card.co.jp/company/purpose.html

別表

PayPay から提供を受	・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス・職業、決済に関する情報 その他会員の識別に必要な情報
---------------	---

ける個人情報の項目 (提供必須項目)	・ PayPay に登録されている口座情報、清算に関する情報 ・ PayPay ポイントを会員に付与した結果に関する情報 ・ 取引日時、取引金額その他取引管理に関する情報 ・ 氏名、生年月日、電話番号その他本人確認手続に利用される情報 ・ 会員からのお問い合わせの内容 ・ PayPay サービスの利用状況及び行動履歴、会員の登録情報等並びにこれらの分析結果
個人情報の利用目的	・ 本サービスへの入会、本サービスの提供のため ・ 清算・支払管理のため ・ 本サービスに関する特典付与のため ・ 会員情報や取引情報を適正に管理するため ・ PayPay カードが会員からのお問合せに対応することが必要と認められる場合に、当該お問い合わせの対応に利用するため ・ 本サービスに関する宣伝物、広告物を送付・送信するなどの営業案内に利用するため ・ 会員に対して最適なサービスを提供するため
PayPay からの情報の受領を解除する方法	会員の任意の退会による。

以上
2022 年 4 月 1 日